

港区環境白書

港区環境基本計画

令和2（2020）年度実績報告書

港 区

港区環境基本計画の中間見直しと本報告書における評価について

港区環境基本計画は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までの 6 年間に計画期間とし、中間年次に見直しを行うこととしていました。

これを受け、中間年次に当たる平成 29（2017）年度に、成果目標を含めて見直しを行い、「港区環境基本計画（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）」として改定しました。

本報告書は、改定後の令和 2（2020）年度の実績に関して評価するものであり、改定後の港区環境基本計画における成果目標等に関して点検・評価し、その結果をまとめています。

令和2
(2020)
年度の

トピックス

港区環境基本計画（令和3年度～令和8年度）の策定

港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

環境分野における総合的・横断的な施策の強化を図るため、これまで個別計画として策定してきた「港区地球温暖化対策地域推進計画」、「港区環境率先実行計画」、「港区生物多様性地域戦略」に加え、「港区気候変動適応計画」、「港区環境教育等行動計画」も新たに位置付け、一つの計画にまとめました。



考えよう。海洋プラスチック問題



海に捨てられたり、陸から海に流れ出たプラスチックごみが海洋生物や人間の生活に大きな影響を与え、国際的な問題となっています。海洋プラスチック問題に取り組むために、私たちにできることを楽しく学び、海洋プラスチックの調査や企業間の連携に取り組む団体による講演を開催しました。

お笑い芸人でありながら、ごみ収集作業員としても働く滝沢秀一さんをお招きし、海洋プラスチ

ック問題に取り組むために、私たちにできることを楽しく学びました。また、併せて海洋プラスチックの調査や企業間の連携に取り組む団体による講演を開催しました。

その他にも、小さな家具のリサイクル展等の楽しいイベントを同時開催し、参加者にはスマートバッグ（港区オリジナルマイバッグ）をプレゼントしました。



新型コロナウイルス感染症による事業の変化



令和2（2020）年も引き続き、新型コロナウイルスの感染症対策に追われる1年となりました。飛沫対策や除菌の徹底等の対策のほか、いかにして感染症を予防しながら従来通りの事業を実施するかの工夫が求められています。事業実施の手法についても、新しい生活様式に沿った形式への変換が図られています。

(1) みなと森と水ネットワーク会議 Youtube チャンネル開設（地球温暖化対策担当）

「みなと森と水ネットワーク会議（uni4m）」とは、国産木材の活用を通じて、林業の活性化および低炭素化社会の実現に貢献するために構成された、東京都港区と全国の森林資源を豊富に有する 82 の協定自治体からなる連携組織です。

協定自治体の豊かな自然等の区民への紹介のため、その取組等を紹介する YouTube チャンネルを開設しました。



▲Youtube チャンネル画面

(2) ゴミ拾い SNS ピリカの活用（環境政策係）



コロナ過で参集し活動できない中、SNS を活用して人とつながりながら環境美化を目指す取組を実施しました。ゴミ拾いアプリ「ピリカ」は一堂に会さず、それでも多くの人がつながって、楽しく清掃活動に取り組むことができるツールです。

令和2年11月2日～11月30日の間、「みなとクリーンアップキャンペーン」と題して期間中に活動したゴミ拾い活動を投稿していただき、延べ1,263人が参加し、76,632個のゴミ拾いが投稿されました。

(3) 外来種講習会等のビデオ形式の開催（緑化推進担当）

区職員及び指定管理者を対象に、「外来種講習会」及び「生物多様性緑化についての講習会」を実施しました。当初は例年通り参集での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、動画を作成し、ビデオ視聴の講習を実施しました。実施後のアンケートでは8割がビデオ視聴での講習会を希望していることから、今後は様々な手法を検討し開催をしていく予定です。



▲外来種講習会ビデオ資料

(4) 資源・ごみの収集作業（みなとりサイクル清掃事務所清掃事業係）

新型コロナウイルス感染症感染予防策として、マスクの着用、うがい・手洗いの励行・手指消毒等の徹底に加え、保護具の着用、清掃車内や執務室の消毒、職員の分散配置等の対応を行ってきました。また、区民には「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、ごみをしっかり縛って封をすること、ごみ袋の空気を抜いて出すことなどホームページ等により周知してきました。

コロナ過での収集運搬作業について区民から職員に向けての応援や感謝のメッセージをいただき、大きな励みになっています。



◀ 区民からのメッセージ

港区環境白書

(港区環境基本計画 令和2(2020)年度実績報告書)

目次

巻頭 令和2(2020)年度のトピックス	1
第1章 港区の概要	7
第2章 港区環境基本計画について	
2-1 港区環境基本計画の概要	
(1) 計画の位置付け	11
(2) 計画が対象とする範囲	12
(3) 計画期間	12
2-2 めざす環境像	13
2-3 基本方針	14
2-4 施策の体系	16
2-5 計画の進行管理～環境白書の作成～	18
第3章 環境基本計画 施策の進捗状況	
3-1 成果目標に対する評価対象年度の状況	
(1) 「成果目標の状況」の見方	21
(2) 評価基準の考え方	22
(3) 成果目標の状況	23
3-2 施策の取組状況	38
3-3 環境基本計画成果目標 実績一覧	71
第4章 港区環境審議会による点検・評価	
港区環境審議会とは	77
港区環境審議会総評	79
参考資料	
1 港区環境基本条例	83
2 港区環境審議会規則	86
3 港区環境調整委員会設置要綱	87
4 主な環境基準	88
5 用語解説	91

第1章

港区の概要

図表1 位置

1-1 港区の概要

(1) 港区の地勢と面積

港区は、東京都のほぼ南東部に位置しています。面積は、令和3（2021）年1月29日現在、20.37 km²で、東京23区総面積627.57 km²の約3.25%にあたり、23区中12番目の広さです。また、最も大きな大田区の3分の1強、最も小さな台東区の約2倍になります。

港区は、北西一帯の高台地と、南東の東京湾に面した低地および芝浦海浜の埋め立て地からなっています。高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっています。そのため、東京23区の中では最も起伏に富んだ地形をもっています。そして、区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。

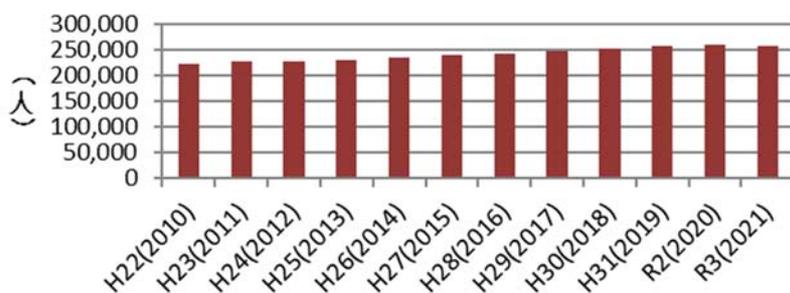


出所:特別区統計情報システム
<http://statwb.tokyo-23city.or.jp/index.html>

(2) 港区の人口

港区の人口（住民基本台帳による人口）は、令和3（2021）年1月1日現在、25万9,036人（日本人24万318人、外国人1万8,718人）となっています。世帯数は、令和3（2021）年1月1日現在、14万6,527世帯です。

図表2 港区の人口の推移



注:各年1月1日現在の住民基本台帳上の住民。外国人を含む。

出所:住民基本台帳による統計(港区)

(3) 数字で見る港区（ここからはじまる物語（港区政要覧2021）から引用）

昼間人口
940,785人

港区の昼間人口は、全区市町村(政令指定都市を除く区市町村)の中で1位となっています。[平成27年国勢調査]

飲食店営業数
15,897店

23区最多の飲食店営業数に加え、喫茶店営業数も2,145店と23区1位となっています。[「特別区の統計」(令和2年版)]

30階以上の建築物91棟

高層ビルや高層住宅が建ち並ぶ港区は、30階以上の建築物数が都内最多の91棟となっています。第72回東京消防庁統計書(令和元年)(令和元年12月末)

第2章

港区環境基本計画 について

2-1 港区環境基本計画（平成30年度～令和2年度）の概要

(1) 計画の位置付け

港区環境基本計画(平成30年度～令和2年度)は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の最も上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」を含みます。

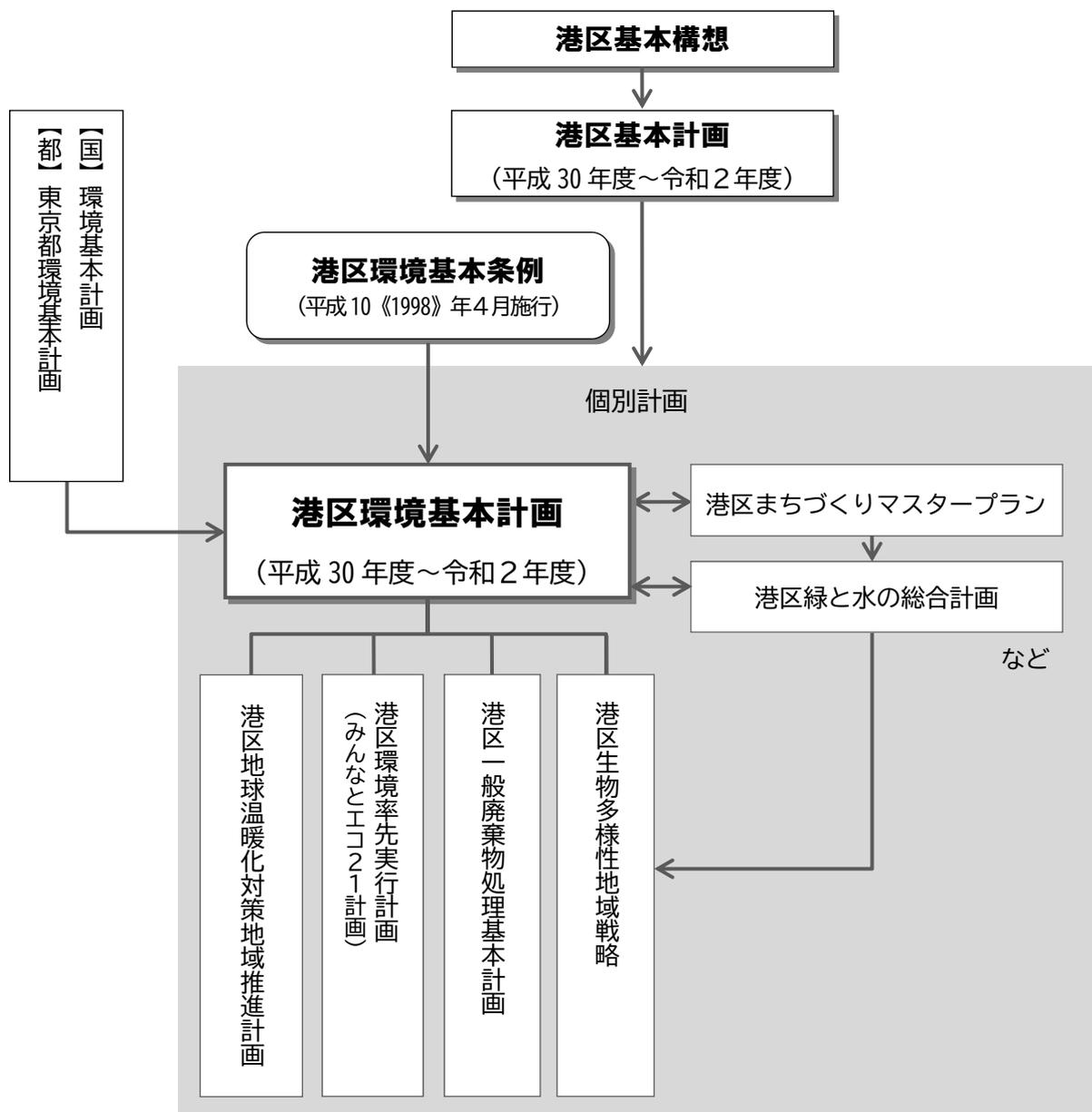


図2-1 計画の位置付け

(2) 計画が対象とする範囲

①地球環境

温室効果ガスの排出抑制（地球温暖化の緩和策）、気候変動から生じる様々な影響への対策（地球温暖化への適応策）

②循環型社会

3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進

③生活環境

7大公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）や有害化学物質への対策

④都市環境

開発が環境に与える影響への対策や都市活動と環境との調和、良好な景観の形成等に関する取組、空き缶等のごみの散乱防止やたばこの吸い殻のポイ捨て防止等の環境美化に関する取組

⑤自然環境

自然の緑と水だけでなく、人工的な緑と水辺も含めた多様な緑と水辺空間の保全・創出、水循環系の保全、生物多様性に関する取組

⑥環境保全活動

多様な主体に向けた、環境教育・環境学習の実施、環境問題や環境に配慮した行動に関する普及・啓発、環境保全活動の支援等

(3) 計画期間

計画期間は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3年間とします。

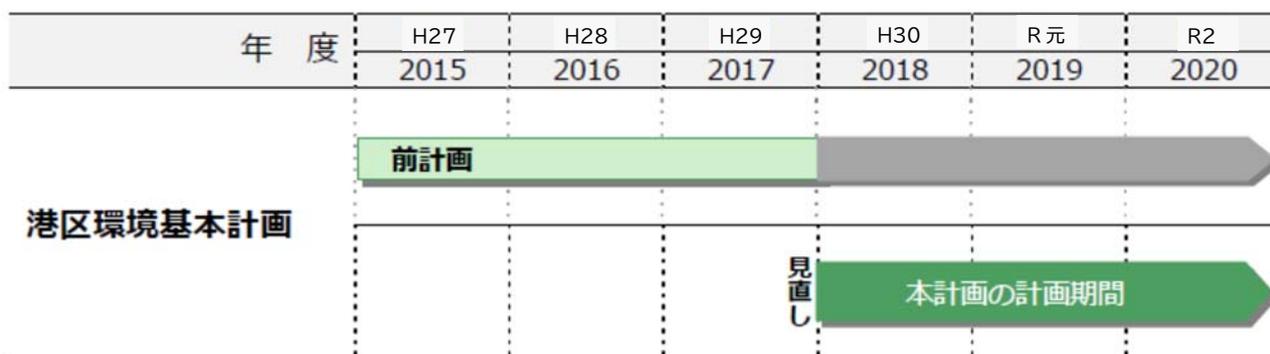


図 2-2 計画期間

2-2 めざす環境像

**歴史ある自然をみなではぐくみ、
暮らし、働くことを誇りに思える
国際環境都市 みなと**

令和2（2020）年度を見据え、以下の点を考慮した環境像を設定し、その実現をめざします。

- 区民や事業者をはじめとする多様な主体がともに考え、手を携え、行動することによって、暮らしやすく、働きやすいまちをつくります。
- 歴史ある多様な自然を保全し、良好な環境を次の世代へ引き継いでいきます。
- 東京2020大会とその後を見据えた活発なまちづくりと連携を図りつつ、住む人、働く人、そして国内外から訪れる人が快適に過ごせる環境の実現に向けた取組を更に加速させていきます。
- 全国地域との連携を更に発展させることで、双方の地域の環境の保全につなげていくこと、区内の様々な先進的な取組を国内のみならず、国外に発信していくことなどを通じて、国際的に誇れる環境都市をめざします。

2-3 基本方針

めざす環境像を実現していくため、次の6つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を抑制し、安心して暮らせる低炭素社会を実現していくため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、エネルギーの効率的な利用を進めるとともに、気候変動による影響への適応策に取り組みます。

基本方針2 協働による循環型社会の形成

人口や事業所の増加が見込まれる中で、循環型社会を形成していくため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）により家庭や事業所から排出されるごみの量を減らすことを最優先とし、その上で資源を再生利用（リサイクル）することで循環させていく取組を、区民、事業者との協働により推進します。

基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

区民の健康で安全な暮らしを支えるための基本的な区の責務として、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない生活環境を確保します。

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

あらゆる人が、安全で快適に過ごすことのできる魅力ある都市環境を形成していくため、事業者や地域と協働して、開発が環境に与える影響への対策を講じるとともに、きれいで清潔なまちづくりを進めます。

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

生きものの生息・生育の基盤の形成やヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環系の保全などのために重要な役割を果たすとともに、区民の潤いや安らぎの空間として貴重な存在である緑と水を守り、育みます。

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

暮らし、働き続けることができる良好な環境を保全していくため、区民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向けた行動を実践していくことを推進します。

2-4 施策の体系

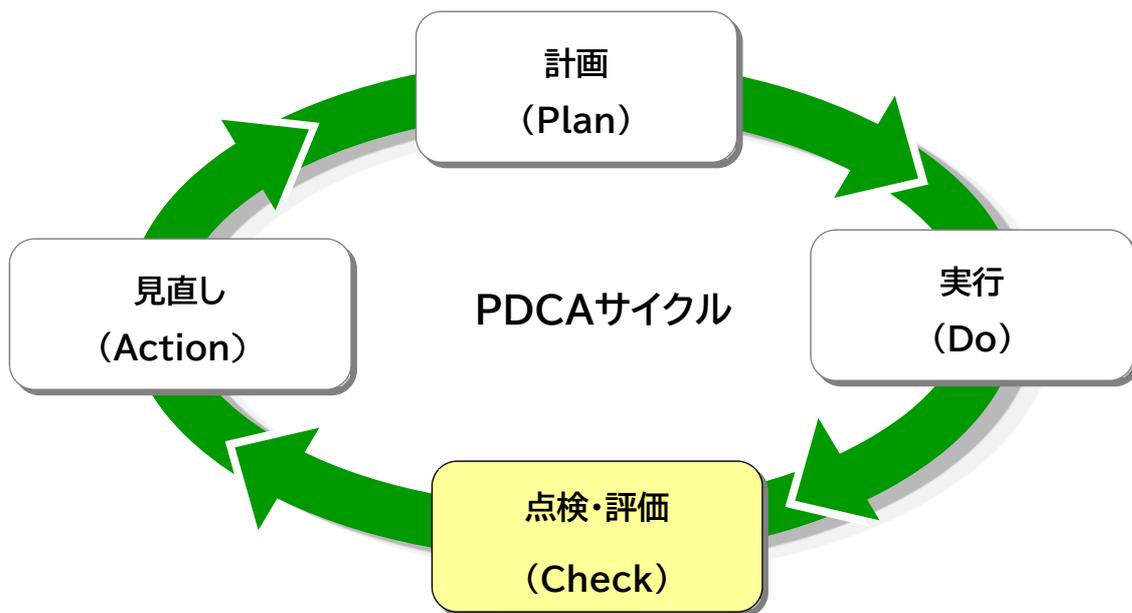
基本方針	施策
1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進
	1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり
	1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進
	1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進
2 協働による循環型社会の形成	2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの醸成
	2-2 限りある資源の循環利用
	2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理
3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	3-1 良好な大気環境の保全
	3-2 水質の改善と水環境の向上
	3-3 安全で快適な生活環境の確保
4 快適で魅力ある都市環境の形成	4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進
	4-2 環境美化の推進
5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出	5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出
	5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築
	5-3 生物多様性の保全とその恵みの持続的な利用
6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	6-1 環境教育・環境学習の推進
	6-2 協働による環境保全活動の推進
	6-3 区の率先行動

取 組	(計画掲載頁)	関連計画
①家庭における省エネルギーの推進	(p.30)	
②職場における省エネルギーの推進	(p.31)	
①建築物等の環境性能の向上	(p.33)	・ 港区地球温暖化対策地域 推進計画
②低炭素まちづくりの推進	(p.33)	
③環境に配慮した交通手段の普及促進	(p.33)	
④区有施設における対策の推進	(p.34)	
①国産木材の活用促進	(p.36)	
②全国連携による再生可能エネルギー導入	(p.37)	
③先進技術の導入	(p.37)	
①適応策に関する普及・啓発	(p.38)	・ 港区地球温暖化対策地域 推進計画 ・ 港区緑と水の総合計画
②緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収	(p.38)	
③熱をためにくいまちづくり	(p.39)	
④集中豪雨による被害の軽減	(p.39)	
①普及・啓発、情報提供	(p.41)	・ 港区一般廃棄物処理基本 計画
②発生抑制のための仕組みづくり	(p.42)	
③品目別発生抑制の促進	(p.43)	
①分別排出の徹底	(p.45)	
②資源回収の拡大	(p.46)	
③適切で効率的な収集・運搬	(p.48)	
②適正な処理	(p.48)	
③適正排出の促進と不法投棄の防止	(p.49)	
①大気汚染の防止	(p.52)	—
②大気環境の監視測定	(p.52)	
①古川の水環境改善	(p.54)	・ 港区緑と水の総合計画
②お台場の海等の水質改善	(p.54)	
③水環境の監視測定	(p.55)	
①騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進	(p.56)	—
②アスベスト対策の推進	(p.56)	
③有害化学物質等への対策の推進	(p.56)	
①環境アセスメントの推進	(p.59)	—
②環境に配慮した適切なまちづくりの誘導	(p.59)	
①地域の環境美化活動の推進	(p.61)	
②みなとタバコールの推進	(p.61)	
①区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発	(p.64)	・ 港区緑と水の総合計画 ・ 港区生物多様性地域戦略
②多様な緑化の推進	(p.65)	
①水辺空間の親水化	(p.67)	
②健全な水循環系の保全・構築	(p.68)	
①生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透	(p.69)	
②ピオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成	(p.70)	
①子どもたちの環境学習機会の提供	(p.73)	—
②多様な環境学習機会の提供	(p.74)	
①区民、事業者等の環境保全活動の支援	(p.75)	
②環境情報の積極的な発言	(p.75)	
③全国各地域との連携	(p.76)	
①率先した環境保全活動の推進	(p.78)	・ 港区環境率先実行計画 (みんなとエコ21計画)

2-5 計画の進行管理 ～環境白書の作成～

環境基本計画を実効性のあるものとするためPDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

施策の点検・評価に当たっては、個別の環境分野に関する計画の進行管理を踏まえ、本計画の見直しに当たり区長からの諮問に応じて調査審議を行った「港区環境審議会」において、環境施策全体の進捗を包括的に点検・評価することとします。そして、その結果を「港区環境白書」としてまとめ、毎年度、区民、事業者等に公表します。



第3章

環境基本計画 施策の進捗状況

3-1 成果目標に対する評価対象年度の状況

(1) 「成果目標の状況」の見方

(例)

港区環境基本計画に記載された現状（基準値）、目標値

「(2) 評価基準の考え方」をご覧ください

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成29(2017)年度見込)	令和2(2020)年度 (目標)	評価対象年度 (令和2(2020)年度) の実績	目標に対する 進捗状況
成果目標 4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる				
指定喫煙場所の数	64 か所	88 か所	82 か所	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>平成 29(2017)年度末時点 66 か所あり、平成 30(2018)年度に 16 か所設置して、合計 82 か所となりました。平成 30(2018)年度に設置した 16 か所のうち、区の助成制度を活用した屋内喫煙場所が 10 か所、港区開発事業に係る定住促進指導要綱(生活利便施設)に基づく喫煙所(屋内)が3か所と、屋内喫煙場所の整備が進みました。</p> <p>今後も周辺に配慮した屋外喫煙場所の整備とともに、区の助成制度の活用促進などにより屋内喫煙場所の整備に取り組む必要があります。</p>			
	事業実施の総括			
<p>【成果】 成果目標である 2,020 事業者数には達していないものの、多くの事業者に賛同をいただくことができています。また、賛同いただいている事業者の環境美化に関する活動を表彰する「みなとタバコルール賞」を開始し、令和2年度までに7事業者の表彰を行いました。</p> <p>【課題】 登録者の増加率が鈍化してきていることを踏まえ、新たな周知方法の検討が必要です。また、今後は登録事業者を増加させることだけでなく、既に登録している事業者への効果的な情報提供などのさらなる働きかけが必要となっています。</p> <p>【今後の取組】 庁内各部署と連携し、登録促進のはたらきかけを強化するとともに、賛同事業者との繋がりを活かした取組を行っていきます。</p>				

「事業実施の総括」は、計画最終年度のため、後期3年度の総括として以下の項目を記載しています。

【成果】 3年間で変化したことや目標の達成具合

【課題】 3年間で出てきた課題

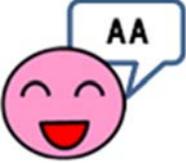
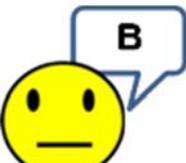
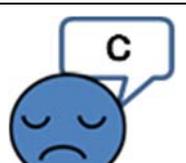
【今後の課題】 今後の事業の方向性や取り組む内容

(2) 評価基準の考え方

目標に対する進捗状況

環境基本計画では、6つの基本方針ごとに施策の内容に応じた成果目標を掲げ、施策の進捗及び成果の状況を把握するため、指標及び目標を設定しています。

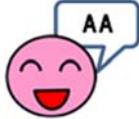
評価対象年度時点での実績（状況）が、各指標の令和2（2020）年度の目標の達成に向けて順調に進んでいるか、以下の評価区分で評価しています。

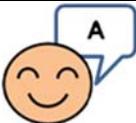
評価区分	環境指標
	評価対象年度の目標を達成、又は上回る改善。
	評価対象年度の目標値には達しないものの、平成 29（2017）年度と比較して改善。
	平成 29（2017）年度の状況から、評価対象年度の実績が変化していない。
	平成 29（2017）年度の状況から、評価対象年度の実績が後退している。

(3) 成果目標の状況

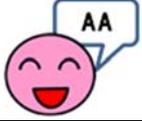
基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を抑制し、安心して暮らせる低炭素社会を実現していくため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、エネルギーの効率的な利用を進めるとともに、気候変動による影響への適応策に取り組みます。

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和2 (2020) 年度 (目標)	評価対象年度 (令和2 (2020) 年度) の 実績	目標に対す る進捗状況
成果目標 1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している				
二酸化炭素 排出削減量	43.5万 t-CO ₂ /年 〔平成 26 (2014) 年度実績〕	60.7万 t-CO ₂ /年	〔 61.4万 t-CO ₂ /年 令和2 (2020) 年度実績 〕	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	地球温暖化を防止するため、何も対策をしない場合に想定される令和2 (2020) 年度の港区内の二酸化炭素排出量から 60.7 万 t-CO ₂ /年削減していくことが必要となります。 そのためには、区の施策に加え、国、東京都の施策 (以下「各施策」という。) の効果により二酸化炭素排出量を削減していくことが必要となります。 令和2 (2020) 年度の二酸化炭素削減量は、各施策の効果により 61.4 万 t-CO ₂ /年を削減することができました。 この実績と各施策の効果を踏まえつつ、引き続き区が率先的に省エネルギーに取り組むとともに、区民や事業者に促していくことが必要です。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 港区民間建築物低炭素化促進制度の運用やエネルギーの面的管理・利用の促進等の区の施策により二酸化炭素排出量の約 25.2 万 t-CO₂/年、再生可能エネルギーの利用割合の拡大等の国や都の施策による効果を含め合計約 61.4 万 t-CO₂/年を削減することができました。</p> <p>【課題】 区内の二酸化炭素排出量の約 7 割は、オフィスビルやホテル等からなる民生業務部門の排出が占めています。一方、住宅からなる民生家庭部門の排出量は、区内の二酸化炭素排出量の約 1 割ですが、人口の増加を背景に増加傾向にあります。 区内の二酸化炭素排出量の更なる削減のためには、排出量が最も多い民生業務部門と、排出量が増加傾向にある民生家庭部門への対策が課題です。</p> <p>【今後の取組】 令和3 (2021) 年4月に施行した「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づく、新築を対象とした「港区建築物低炭素化促進制度」や、既存建築物を対象とした「港区地球温暖化対策報告書制度」を着実に運用し、区内建築物の省エネルギー化を図るとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を図るなど、2050 年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロの達成に向け、取り組んでいきます。</p>			

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	評価対象年度 (令和 2 (2020) 年度) の 実績	目標に対す る進捗状況
成果目標 1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している				
創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401 件	6,051 件	5,805 件	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>令和 2 (2020) 年度は 515 件の助成を行い、CO₂削減量は 418.62t-CO₂でした。そのうち、区民・管理組合等向けの高断熱サッシと蓄電システム、管理組合等向け人感センサー付照明が個別の目標件数を超えましたが、それ以外の機器は個別の目標件数を下回りました。また、CO₂削減量では、特に、事業所用高効率空調機器と管理組合向け高断熱サッシの削減量が大きく、全体削減量の約 85% を占めています。</p> <p>今後は、広報周知を進めて助成制度の認知度を上げるだけでなく、区民ニーズ等を踏まえた利用しやすい助成制度を目指し、機器の導入を促します。</p>			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 3 年間で、事業所用高効率空調機器の助成を 79 件行いました。個別の目標件数 (210 件) は下回ったものの、869t-CO₂ の削減効果がありました。 管理組合等向けの高断熱サッシの助成は、3 年間で 11 件 (1,089 戸) 行いました。個別の目標件数 (810 戸) を上回り、294.03t-CO₂ の削減効果がありました。平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 3 年間と、平成 30 (2018) 年度から令和 2 年 (2020) 年度までの 3 年間で比較すると、助成件数は約 1.5 倍、助成戸数は約 2 倍に伸びており、CO₂ 削減に貢献しています。</p> <p>【課題】 3 年間で、区民向けの太陽光発電システムの助成を 16 件行いましたが、個別の目標件数 (45 件) を下回りました。また、家庭用燃料電池システムの助成を 24 件行いましたが、個別の目標件数 (90 件) を下回りました。区民向けの太陽光発電システムと家庭用燃料電池システムの CO₂ 削減原単位は、助成件数の多い日射調整フィルム等よりも CO₂ 削減原単位が大きいことから、両機器の助成件数のボトムアップを図ることが CO₂ 削減につながります。</p> <p>また、事業所用高効率空調機器の助成件数を平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 3 年間と、平成 30 (2018) 年度から令和 2 年 (2020) 年度までの 3 年間で比較すると、約 40% 減っています。事業所用高効率空調機器の CO₂ 削減原単位は 11.00t-CO₂/件と非常に高いことから、更に助成件数を伸ばすことが脱炭素社会を実現していくために必要です。</p> <p>【今後の取組】 環境学習講座により創エネルギー・省エネルギー機器等の効果について理解を深めたり、機器等の取扱事業者と連携し、区民や中小企業者等が実際に機器を目にする機会を創出するなど、更に工夫を凝らした情報発信により、導入を促します。 また、国や都の動向を踏まえ、社会動向や区民ニーズに合わせた制度の検討・見直しを行い、より利用しやすい助成制度になるよう取り組んでいきます。</p>			

成果目標 1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している

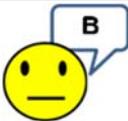
二酸化炭素 固定量	403.6t-CO ₂ /年	450t-CO ₂ /年	807.83t-CO ₂ /年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	実績は新たに建築される物件数や規模に大きく左右されます。木材使用に当たっては事業主の理解と協力が不可欠です。届出された建築物において、国産木材の使用によるCO ₂ 固定量の目標が大幅に達成されています。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 届出された建築物において、国産木材の使用によるCO₂固定量の目標が大幅に達成されています。</p> <p>【課題】 実績は新たに建築される物件数や規模に大きく左右されます。 5,000㎡未満の建築物や、テナント店舗等における事業主の自主的な国産木材活用の取組に対する二酸化炭素固定認証制度も整備されているものの、件数が伸び悩んでいます。</p> <p>【今後の取組】 木材の活用方法に悩む建築主や設計者等を支援するため、建築主等に木質化に関する助言を行うアドバイザーを設けて、国産木材活用に対する意識啓発及び知識の向上を図っています。 また、5,000㎡以上の建築物だけでなく、比較的小規模なテナント店舗等の内装材に国産木材の活用を促進するための啓発事業として、平成30年(2018)度からテナント店舗等における協定木材利用についての助成金事業を継続して行っています。引き続き、国産木材活用促進に取り組んでいきます。</p>			

成果目標 1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している

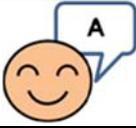
区道における遮熱性舗装等の面積	99,746㎡	137,266㎡	122,263㎡	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	遮熱性舗装等の整備は、区道の総面積の10%実施することを当面の目標とし、実績は約6.6%になっています。令和2(2020)年度は、港区基本計画で予定した路線の他、区道の維持補修に合わせて整備を実施し、整備率は上がりました。今後も港区基本計画に基づき計画的に整備を進めるとともに、区道の維持補修等に合わせて、遮熱性舗装等を推進していきます。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 遮熱性舗装等の整備面積は、3年間で23,318㎡となりました。</p> <p>【課題】 活発な経済活動に伴うヒートアイランド現象による都市型集中豪雨や、熱帯夜の増加、熱中症の危険性の増大などの問題が顕在化しています。ヒートアイランド現象の緩和の一環として、区道の総面積10%を目標に、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装やアスファルト内に雨水浸透効果のある保水性舗装の整備を推進します。</p> <p>【今後の取組】 区内のホットスポット地域を中心に大規模開発の機会を捉え、事業者に対し、遮熱性舗装の整備を指示、誘導していきます。</p>			

基本方針2 協働による循環型社会の形成

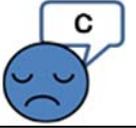
人口、事業者の増加が見込まれる中で、循環型社会を形成していくため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）により家庭や事業者から排出されるごみの量を減らすことを最優先とし、その上で資源を再生利用（リサイクル）することで循環させていく取組を、区民、事業者との協働により推進します。

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29(2017)年度見込)	令和2(2020) 年度 (目標)	評価対象年度 (令和2(2020)年度)の実 績	目標に対する 進捗状況
成果目標 2.1 区民、事業者の3Rの取組により、ごみの排出量が減っている				
区民1人1 日当たりの 可燃ごみ量	543g/人・日 〔平成28(2016)年度実績〕	388 g/人・日	534 g/人・日	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>区収集ごみ量は、平成23(2011)年度以降、減少傾向にありましたが、平成29(2017)年度以降は増加に転じています。前年度と比べて区民1人1日当たりの可燃ごみ量が微増しており、新型コロナウイルス感染症対策による在宅時間の増加等が要因と考えられます。また、事業者が排出する持込ごみ量は、景気の影響により左右されます。区では、持込ごみの削減が大きな課題となっており、事業者向けの施策の実効性を高めていく必要があります。</p>			
	<p style="text-align: center;">事業実施の総括</p> <p>【成果】 区収集ごみ量及び人口は、平成30(2018)年度から令和元年度まで増加傾向にありましたが、区民1人1日当たりの可燃ごみ量は平成28(2016)年度の543g/人・日から減少傾向となりました。しかし、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策によるテレワークの推進や学校の休校措置等により在宅時間の増加に伴い、区収集ごみ量が増加したことに加え、人口も減少したことから区民1人1日当たりのごみ量は微増となりました。</p> <p>【課題】 資源混入率が高いことが可燃ごみ量の削減が進まない要因の一つとなっています。また、持込ごみは減少傾向にあるものの景気の影響に左右されるため、持込ごみの削減を更に推進するためには、排出抑制や再利用のより一層の推進等、事業者向けの施策の実効性を高める必要があります。</p> <p>【今後の取組】 令和3(2021)年度を初年度とする「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」に掲げた事業を着実に実施し、コロナ禍にあっても多くの区民や事業者の理解と協力を得ながら、ごみの減量及び分別の意識を高める普及・啓発活動や、事業系ごみの適正処理の推進等の施策の実効性を高め、可燃ごみの削減に努めます。</p>			

成果目標 2.2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用（リサイクル）されている

区による資源回収量	16,466t/年 〔平成 28（2016）年度実績〕	19,769 t/年	17,689t/年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>平成 30（2018）年度に比べ、区が収集する資源が増加しました。一方で、集団回収量は減少しており、古紙価格の下落や新型コロナウイルスの影響により回収事業を中止する団体が多かったことによるものと考えられます。区が平成 30（2018）年度に実施した「ごみ排出実態調査」では、区が収集する可燃ごみや不燃ごみに未だに多くの資源が含まれていることがわかっています。今後も普及・啓発や適切な指導・助言等により、区民による資源化の取組を促進していく必要があります。</p>			
	事業実施の総括			
<p>【成果】 不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収の拡充等により、平成 30（2018）年度から区が収集する資源は増加傾向にあります。</p> <p>【課題】 可燃ごみや不燃ごみに多くの資源が混入されています。また、古紙価格の下落や新型コロナウイルス感染症の影響により、集団回収が減少しています。</p> <p>【今後の取組】 令和 3 年度（2021）を初年度とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」に掲げた事業を着実に実施し、資源回収品目の拡充や回収機会の拡大、可燃ごみや不燃ごみ等に混入する資源の分別の徹底の普及・啓発等を一層推進していきます。</p>				

成果目標 2.3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている

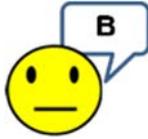
温室効果ガス排出量	22,256t/年 〔平成 28（2016）年度実績〕	11,704t/年	25,477t /年	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>区収集可燃ごみの削減が十分に進んでいないことに加え、区収集可燃ごみの中のプラスチックの割合が平成 30（2018）年度ごみ排出実態調査では 16.8%となり、平成 27（2015）年度調査よりも増加したことから、温室効果ガス排出量の削減が進んでいない状況です。3R 関連の情報提供のさらなる充実に努めていく必要があります。</p>			
	事業実施の総括			
<p>【成果】 レジ袋の有料化等により、海洋プラスチックごみ問題に対する社会的な関心も高まっていることから、区は環境省が取り組むプラスチックスマートキャンペーンに参加し、区有施設における紙ストローの使用や小・中学校の卒業生、新成人へのエコバッグの配布等、廃プラスチックの発生抑制に向けた様々な取組を推進してきました。しかし、区が収集する可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は改善が見られず、さらにごみ量の削減も進まなかったため、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量は、目標値を大きく上回る結果となりました。</p> <p>【課題】 23 区でも廃プラスチックについては、本区のように全てを資源として回収する区、可燃ごみとして焼却する区、容器包装のみを資源として回収する区があり、分別方法が統一されていないことから、分かりにくいという意見があります。</p> <p>【今後の取組】 令和 3 年度（2021）を初年度とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」に掲げた事業を着実に実施し、ごみと資源の分別の徹底や、使い捨てとなるプラスチックの発生を抑制する取組を推進していきます。</p>				

成果目標 2.4 ごみを出す区民の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している

戸別訪問収集実施件数	年間 508 件 〔平成 28 (2016) 年度実績〕	年間 580 件	年間 596 件	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>対象となる高齢者及び障害者の数は、人口増とともに増えていくと考えます。 今後も、ごみ出しが困難な方に活用していただけるよう戸別訪問収集制度のPRを充実させていく必要があります。</p>			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 区民ニーズを踏まえたきめ細かい清掃事業を展開しています。戸別訪問収集の収集件数及び新規申し込み件数は、年々増加しています。 令和元年度からは、戸別訪問収集に携わる区職員がAED（自動体外式除細動器）を携行し、万一、心肺停止にある利用者等を発見した場合には、直ちに心肺蘇生等の救命措置を行います。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルス感染症の流行により、感染防止の観点から、戸別訪問収集のサービスが行えない期間があります。</p> <p>【今後の取組】 令和3年4月から、戸別訪問収集の対象者に、妊産婦、65歳未満の要介護者及び難病医療費助成受給者を新たに追加しました。</p>			

基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

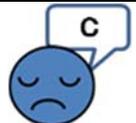
区民の健康で安全な暮らしを支えるための基本的な区の責務として、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない生活環境を確保します。

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	評価対象年度 (令和 2 (2020) 年度) の実績	目標に対す る進捗状況
成果目標 3.1 古川及び運河の水質改善が進んでいる				
古川及び運河の水質の環境基準達成	全9地点(古川4地点、運河5地点)のうち、運河の4地点にて1項目(COD)で環境基準未達成	全地点、全項目での環境基準達成	全9地点のうち、運河の2地点で2項目(pH・COD)、3地点で1項目(pH)の環境基準未達成	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	令和 2 (2020) 年度の調査結果について、古川は全 4 地点、全 4 項目において環境基準を達成しましたが、運河においては、全 5 地点にて、pH・CODの両方又はpHについて環境基準を超過していました。今後も引き続き調査を実施し、水質状況の監視を行っていきます。			
	事業実施の総括			
<p>【成果】 古川及び運河の水質状況に関するデータを得ることができました。 また、運河については、平成 29 (2017) 年度はCODの環境基準が未達成であった地点が全 5 点中 4 地点でしたが、令和 2 (2020) 年度は 1 地点に減少しました。なお、古川については、4 地点すべてにおいて令和 2 (2020) 年度もすべての項目で環境基準を達成しました。</p> <p>【課題】 運河については、令和 2 (2020) 年度は全 5 地点において pH が環境基準を達成しませんでした。</p> <p>【今後の取組】 水質は天候や上流域からの流入水などの影響を受けるため、調査日によって結果にばらつきが生じます。今後も引き続き調査を実施し、水質状況の監視を行っていきます。 また、当区以外で実施している水質検査データを収集・活用することを検討します。</p>				

成果目標 3.2 お台場の海の水質改善が進んでいる

お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	全3地点において、水浴場判定基準未達成	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	調査日・時間、調査地点によって水浴場判定基準達成	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>令和2（2020）年度は全3地点にて調査を行いました。調査日・時間によっては基準を満たさないことがありました。水質は天候や上流域からの流入水の影響を受けるため、採水日によって結果にばらつきが生じています。引き続き調査を実施し、水質状況の把握に努めていきます。</p>			
	<p style="text-align: center;">事業実施の総括</p> <p>【成果】 お台場海浜公園における水質状況に関するデータを得ることができました。 8月の午前に実施した調査の透明度については、平成29（2017）年度は3地点のうち1地点で基準に達していませんでしたが、令和2（2020）年度は全3地点で基準に達しました。また、午後に実施した調査で同項目については、平成29（2017）年度は全3地点が基準を満たしていませんでしたが、令和2（2020）年度は、2地点で基準を満たしました。</p> <p>【課題】 8月の午後について、透明度が3地点のうち1地点で基準を満たさず、CODについては全3地点で基準に達しませんでした。 また、水浴場水質判定基準「可」相当を満たす日時はありましたが、「適」相当を満たすことは令和2（2020）年度においてもありませんでした。</p> <p>【今後の取組】 水質は天候や上流域からの流入水などの影響を受けるため、調査日によって結果にばらつきが生じます。今後も引き続き調査を実施し、水質状況の監視を行っていきます。 また、当区以外で実施している水質検査データを収集・活用することを検討します。</p>			

成果目標 3.3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している

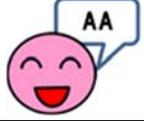
公害苦情件数	年間 290 件	年間 275 件	年間 484 件	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>公害苦情は一度発生するとその対策が難しいため、事業者への事前の指導を行っています。また、公害苦情が発生した場合は、総合支所と連携し対応を行っています。</p>			
	<p style="text-align: center;">事業実施の総括</p> <p>【成果】 「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、特に苦情が発生しやすい解体工事を行う前に、事業者に対して指導・立入検査等を行っています。また、建築物に騒音や振動を発生させる機械を設置する事業者に対しても、公害を未然に防ぐための指導を行っています。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルスの影響により日中在宅している区民が増えたことで、特に騒音に関する苦情件数が大幅に増加しました。その中でも建設作業に関する苦情が増加しています。</p> <p>【今後の取組】 環境の変化により、発生する苦情の種類も変わってくるため、特に公害発生可能性が高い工事関係の届出が提出された際は、昨今の状況を鑑みて、より注意深く作業に取り組んでもらうように指導を徹底します。また、公害苦情が発生した場合については、引き続き各地区総合支所と連携し、速やかに発生源の特定・解決をできるようにします。</p>			

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

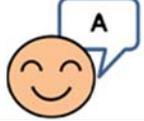
あらゆる人が、安全で快適に過ごすことのできる魅力ある都市環境を形成していくため、事業者や地域と協働して、開発が環境に与える影響への対策を講じるとともに、きれいで清潔なまちづくりを進めます。

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年 度 (目標)	評価対象年度 (令和 2 (2020) 年度) の実 績	目標に対す る進捗状況
成果目標 4.1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている				
	年間 7,200 人	年間 8,000 人	年間 1,401 人	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、総合支所が実施予定だった環境美化活動は多くが中止され、令和 2 年度の目標は達成できませんでした。「新しい生活様式」が提唱される中、密集・密接を避け、地域の環境美化活動を推進するため、令和 2 年 11 月には、ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した「みなとクリーンアップキャンペーン」を実施し、1,263 人が参加し、7,632 個のごみを回収しました。</p>			
	事業実施の総括			
地域の環境美化活動への参加者数	<p>【成果】 各地区に応じた環境美化の取組や優良団体の表彰制度を通じて、美化活動の取組意欲の向上を図ってきました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もありながら、3年間で延べ 19,233 人が環境美化活動に参加するなど、環境美化意識の浸透が伺えます。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式が提唱される中、密集・密接を避け、参加者が一堂に会さない方法でも環境美化活動を推進していくことが求められています。</p> <p>【今後の取組】 令和 2 年度の「みなとクリーンアップキャンペーン」の結果を踏まえ、令和 3 年度からごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した環境美化を推進していきます。ごみ拾い SNS「ピリカ」は、ごみ収集量の把握や、参加者間の交流ができる無料のごみ拾い SNS アプリです。令和 3 年 7 月には、「ピリカ」の港区版ウェブページを開設し、港区内のごみ拾い活動の参加人数、ごみ収集量や区内で企画されるごみ拾いイベントの見える化が可能となりました。ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用し、参加者の活動意欲の向上や参加者同士の交流を促し、多様な主体と連携した環境美化活動の推進を図ります。</p>			

成果目標 4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる

指定喫煙場所の数	64 か所	88 か所	92 か所	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>令和2年度末には、区の指定喫煙場所が92か所となり、目標値の達成となりました。今後は、東京都受動喫煙防止条例・改正健康増進法の施行により、受動喫煙への関心が高まっていることを踏まえ、より周辺に配慮した屋外密閉型喫煙場所の整備を推進するとともに、区の助成制度の活用促進などにより屋内喫煙場所の整備に取り組む必要があります。</p>			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 3年間で、32か所の設置、6か所の廃止で計92か所となりました。そのうち、区の助成制度を活用した整備が16か所、定住促進指導要綱に基づく生活利便施設としての設置が11か所、屋外喫煙所の設置が5か所と整備を進めてきました。屋外喫煙所では、パーティション型を設置しているものの、煙に対する苦情等が多く寄せられているため、今後は密閉型喫煙所の整備を推進していきます。</p> <p>【課題】 令和2年4月より施行された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、喫煙への規制がより強化されました。今後は、喫煙による迷惑防止を徹底するために、改善可能なパーティション型の指定喫煙場所を密閉型喫煙所へ転換することが求められています。また、分煙をより推進していくため、屋内喫煙所設置費等助成制度のさらなる周知が必要です。</p> <p>【今後の取組】 今後は、より周辺環境に配慮した分煙効果の高い密閉型喫煙所の整備を推進します。また、屋内喫煙所設置費等助成制度の周知を行うとともに、事業者に対して、定住促進指導要綱に基づく生活利便施設としての設置を推進し、受動喫煙防止に配慮した密閉型喫煙場所の整備を進めます。</p>			

成果目標 4.3 みなとタバコルールが浸透している

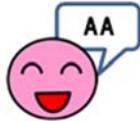
みなとタバコルール宣言事業者数	500 事業者	2,020 事業者	1,853 事業者	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>みなとタバコルール宣言登録事業者を増やす取組として、事業者向けの催しでチラシや啓発品を配布する等、庁内各部署と連携し、登録促進のはたらきかけを強化しました。しかし、大幅な登録増加にはつながらなかったため、従来の方法だけではなく、新たな手法による周知が必要です。引き続き、みなとタバコルール宣言登録事業者を増やす取組を行うとともに、みなとタバコルール宣言事業者との繋がりを活かした取組を行っていきます。</p>			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 成果目標である2,020事業者数には達していないものの、多くの事業者に賛同をいただくことができています。また、賛同いただいている事業者の環境美化に関する活動を表彰する「みなとタバコルール賞」を開始し、令和2年度までに7事業者の表彰を行いました。</p> <p>【課題】 登録者の増加数が鈍化してきていることを踏まえ、新たな周知方法の検討が必要です。また、今後は登録事業者を増加させることだけでなく、既に登録している事業者への効果的な情報提供などのさらなる働きかけが必要となっています。</p> <p>【今後の取組】 庁内各部署と連携し、登録促進のはたらきかけを強化するとともに、賛同事業者との繋がりを活かした取組を行っていきます。</p>			

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

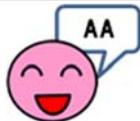
生きものの生息・生育の基盤の形成やヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環系の保全などのために重要な役割を果たすとともに、区民の潤いや安らぎの空間として貴重な存在である緑と水を守り、育みます。

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年 度 (目標)	評価対象年度 (令和 2 (2020) 年度) の 実績	目標に 対する 進捗状況
成果目標 5.1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している				
緑被率	21.8% (平成 28 (2016) 年度実績)	24%	基準年以降の調査を行っていない	—
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	当初の令和 2 年度の目標値は、「港区緑と水の総合計画 (平成 23 年 3 月)」から引用した「緑被率 24%」でしたが、緑被率は 5 年ごとに行う「みどりの実態調査」でしか測定できないため、令和 2 (2020) 年度の実績は、平成 28 (2016) 年度港区みどりの実態調査 (第 9 次) の実測値としています。引き続き、緑化計画書制度等による緑化の指導・誘導により、緑被率の増加を図ります。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 みどりの実態調査は、5 年ごとに実施する調査であるため、平成 28 (2016) 年度の次は令和 3 (2021) 年度調査となり、令和 3 年度末に実績数値が出ることとなります。よって、それまでは実績数値が出るものではないため、毎年の成果が測れるものにはなっていません。</p> <p>【課題】 緑被率は緑の総量を端的に把握できる数値ですが、5 年ごとの調査でしか数値が出せず、毎年の数値が測れないことから、成果目標としての設定を見直す必要があると考えます。</p> <p>【今後の取組】 区内の緑の量を端的に把握できる緑被率ではありますが、5 年に 1 回の調査でしか測定できないことから、緑被率に代わる緑の量を把握できる成果目標を検討します。</p>			

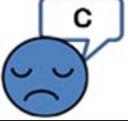
成果目標 5.2 区の魅力である運河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのある街並みを形成している

水辺の散歩道の整備延長	8,900m	9,080m	9,080m	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>区は区民が気軽に水辺空間に親しめるよう、東京都が整備した内部護岸の上部に舗装や照明のほか、植栽やベンチなどの休養施設を順次整備し、運河沿緑地として開放しています。運河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所においては、連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。</p>			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 直近では、平成30年度に芝浦西運河沿（夕凧橋付近）にて約180m散歩道を整備しています。その他についても、引き続き内部護岸および散歩道の連続化に向けて設計等を進めています。</p> <p>【課題】 水辺の散歩道の整備にあたっては、階段やスロープ等複数のアプローチが必要となり、その確保が課題です。また橋りょうにより散歩道が分断されている箇所が多数あるため、連続化することも併せて課題となっています。</p> <p>【今後の取組】 運河沿いの建物の建替えや開発の機会を捉え、建築主や事業者に対して積極的に要請します。また、橋りょうの架替に合わせ散歩道の連続化を推進します。</p>			

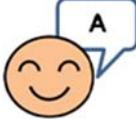
成果目標 5.3 実質浸透域が拡大し、地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえている

雨水浸透施設の浸透量	65,592 m ³	71,292 m ³	72,000 m ³	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	<p>「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」による指導により、令和2（2020）年度の目標は達成しました。引き続き、雨水浸透施設の設置を誘導し、雨水の地下への浸透量の増加を図ります。</p>			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 成果目標を達成し、雨水の地下への浸透量の増加につなげることができました。</p> <p>【課題】 雨水流出抑制施設設置は、建物の建替えや開発時に実施するため、年度によって浸透量にばらつきが生じてしまいます。</p> <p>【今後の取組】 建物の建替えや開発に合わせ、引き続き事業者に対し浸透施設設置の協力を要請します。また公園等の公共施設整備の際は、積極的に取り組んでいきます。</p>			

成果目標 5.4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている

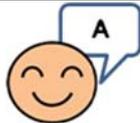
生物多様性 みなとフォーラムの各事業における参加者合計数	年間 270 人	年間 300 人	年間 116 人	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	令和2年度は新型コロナウイルスの影響で見学会が中止になったことにより目標を下回りましたが、パネル展の来場者数は昨年度と同程度でした。引き続き、様々な方法で区民・事業者と協働し、生物多様性の普及・啓発を進めます。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 平成30年度は見学会を8回、パネル展を1回実施し、参加者の合計は1,159人でした。令和元年度は見学会を6回、パネル展を1回実施し、参加者の合計は521人でした。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で見学会が中止となり、パネル展のみ実施しました。来場者数は昨年度の113人とほぼ変わらず116人でした。</p> <p>【課題】 イベントの参加者等への啓発は進んでいるものの、イベントに足を運ばない区民への啓発が課題となっています。</p> <p>【今後の取組】 区民・事業者との協働体制を強化するとともに、研究機関等とも連携を図り、より多くの人に参加しやすくなるようなイベントの企画と広報を進めていきます。</p>			

成果目標 5.5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる

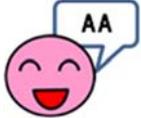
緑化助成により創出された屋上緑化面積	165 ㎡	計 1,000 ㎡	計 317.25 ㎡	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	助成申請件数が少なく、1件当たりの面積規模も少ないことから、数値はあまり増加していません。引き続き、緑化計画書制度や屋上緑化・壁面緑化助成制度等により地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化の増加を図ります。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 平成30年度は3件で、緑化面積計59.45㎡でした。令和元年度は2件で、緑化面積計137.14㎡でした。令和2年度は2件で、緑化面積計75.66㎡でした。 助成に関する問い合わせはあるものの、緑化工事実施までに至らないケースもあり、屋上緑化に付随する全体的な工事費の高さが判明して実施を見送る場合もあるようです。</p> <p>【課題】 実績面積は少なめですが、毎年コンスタントに実績を挙げています。今後、屋上等緑化助成制度をより広く様々な手法を駆使して周知する必要があります。</p> <p>【今後の取組】 屋上等助成制度の周知啓発について、これまで以上に創意工夫し、実績値が上がるよう努めてまいります。</p>			

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

暮らし、働き続けることができる良好な環境を保全していくため、区民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向けた行動を実践していくことを推進します。

成果目標				
指標	基準値 (記載がないものは平成 29 (2017) 年度見込)	令和 2 (2020) 年度 (目標)	評価対象年度 (令和 2 (2020) 年度) の実績	目標に 対する 進捗状況
成果目標 6.1 区民の環境保全に対する意識が高まっている				
環境学習 参加者数	12,425 人	17,525 人	15,534 人	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により環境学習の中止や参加定員の抑制が必要になり、目標達成には至りませんでした。参加者に実施したアンケートでは「勉強になった」という評価が多く、区民の環境保全に対する意識が高まっているといえます。今後も引き続き目標を達成できるよう継続的な周知が必要です。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 区民向けの環境学習は、3年間で延べ 964 人が参加しました。平成 30 年度、令和元年度の参加者アンケートでは、「勉強になったか」という質問に対して、「非常に勉強になった」と回答した人が 70%以上、「勉強になった」と回答した人が 15%以上であり、高い満足度を得ています。また、令和 2 年度は保育園等向けに出張型環境学習を実施し、延べ 606 人が参加しました。</p> <p>【課題】 環境保全に向けて主体的な行動を促すためには、継続的な周知啓発や更なる学習の場の提供が必要です。そのために、様々な都合により参加できない区民にも学習の場を提供したり、既に参加したことがある区民にもより詳しく森の整備過程等を知ってもらえるように、環境学習内容の一層の充実が必要です。</p> <p>【今後の取組】 みなと区民の森の動植物調査を実施し、調査結果を基に環境学習内容の検討・充実を図り、毎日の生活において環境に配慮した行動に取り組むよう促します。また、みなと区民の森が森林として整備されていく様子や植樹した樹木の成長過程等を映像にまとめ、港区ホームページで公開する等、区民が港区にいながら学習できるような機会を提供し、環境保全について考える機会を創出します。</p>			

成果目標 6.2 区が積極的に省エネルギー等の行動により二酸化炭素排出量の削減を推進している

平成 24 (2012) 年 度～26 (2014) 年 度の平均を 基準とする 区有施設の 面積当たり の二酸化炭 素排出量の 削減率	4%削減	10%削減	34.3%削減	
	目標達成に向けた進捗状況や課題等			
	平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「第 4 次港区環境率先実行計画」(計画期間：平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度) では『区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量について、平成 24 (2012) 年度から平成 26 (2014) 年度までの平均から 10%削減、毎年 2%以上の削減を目指す。』としています。令和 2 (2020) 年度の削減率は 34.3%であり、目標を達成しています。引き続き区有施設の二酸化炭素排出量削減を継続していきます。			
	事業実施の総括			
	<p>【成果】 職員の省エネ行動の促進や港区区有施設環境配慮ガイドラインによる区有施設の省エネ性能の向上、環境にやさしい電力の積極的導入などにより、区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を 34.3%削減し、第 4 次港区環境率先実行計画の削減目標を大幅に達成しました。</p> <p>【課題】 区有施設では、職員等による省エネルギーの取組の徹底、施設・設備の適正管理及び省エネルギー化の推進等に取り組んできました。今後更に二酸化炭素排出量を削減していくには、環境にやさしい電力の更なる導入の拡大が必要になります。</p> <p>【今後の取組】 今後も引き続き、職員の省エネ行動の促進や港区区有施設環境配慮ガイドラインの運用により、区有施設の二酸化炭素排出量の削減を推進していくとともに、環境にやさしい電力の更なる導入拡大に向け検討を進めていきます。</p>			

3-2 施策の取組状況

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

施策1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進

取組① 家庭における省エネルギーの推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
区民に対する省エネルギー啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット（夏の省エネ、冬の省エネ）やホームページでの普及啓発 ・省エネルギーセミナーの実施： 1回（17人参加） ・エコライフ・フェアMINATO： ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット（夏の省エネ、冬の省エネ）やホームページでの普及啓発 ・省エネルギーセミナーの実施： 7回（143人参加） ・エコライフ・フェアMINATO： 21団体出展、来場者約4,400人
みなとエコチャレンジの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：720世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：685世帯
区民、集合住宅管理組合向け創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 5件（0件） ・蓄電システム 7件（-） ・エネファーム 7件（-） ・日射調整フィルム 26件（0件） ・高断熱サッシ 420件（3件（391戸）） ・人感センサー付照明 1件（1件） ・高反射率塗料等 23件（5件） ※（ ）は管理組合の件数で、内数	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 6件（0件） ・蓄電システム 9件（-） ・エネファーム 4件（-） ・日射調整フィルム 34件（0件） ・高断熱サッシ 295件（3件（270戸）） ・人感センサー付照明 4件（4件） ・高反射率塗料等 17件（10件） ※（ ）は管理組合の件数で、内数

取組② 職場における省エネルギーの推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
事業者に対する省エネルギー啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け省エネルギーセミナー：0回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け省エネルギーセミナー：4回（36人参加）
事業者向け創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 1件 ・日射調整フィルム 2件 ・事業所用高効率空調機器 23件 ・省エネルギー診断結果に基づく設備改修 7件 ・高反射率塗料等 6件 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 1件 ・日射調整フィルム 1件 ・事業所用高効率空調機器 25件 ・省エネルギー診断結果に基づく設備改修 2件 ・高反射率塗料等 4件
中小ビル省エネ取組の推進	中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた、きめ細やかな支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ相談員派遣事業所 15件 	中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた、きめ細やかな支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ相談員派遣事業所 14件



◀令和2(2020)年度創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成パンフレット

施策1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり

取組① 建築物等の環境性能の向上

具体的な取組	令和2(2020)年度取組状況	(参考) 令和元(2019)年度取組状況
港区民間建築物低炭素化促進制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素化計画書届出 16件 ・低炭素化工事完了届出 14件 	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素化計画書届出 16件 ・低炭素化工事完了届出 7件

取組② 低炭素まちづくりの推進

具体的な取組	令和2(2020)年度取組状況	(参考) 令和元(2019)年度取組状況
エネルギーの面的管理・利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの面的利用を導入する開発事業における自立分散型エネルギー(コージェネレーションシステム等)の導入施設 3施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの面的利用を導入する開発事業における自立分散型エネルギー(コージェネレーションシステム等)の導入施設 4施設

取組③ 環境に配慮した交通手段の普及促進

具体的な取組	令和2(2020)年度取組状況	(参考) 令和元(2019)年度取組状況
公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ちいばすの利用者数 2,616,961人/年度 ・お台場レインボーバスの利用者数 480,938人/年度 ・ちいばすの電気自動車導入台数 4台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ちいばすの利用者数 3,948,722人/年度 ・お台場レインボーバスの利用者数 808,724人/年度 ・ちいばすの電気自動車導入台数 4台
クリーンエネルギー自動車の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページでの広報周知により次世代自動車の普及啓発を実施した。 ・普通充電設備設置費助成申請件数 1件 ・急速充電設備設置費助成申請件数 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページでの広報周知やエコライフ・フェアMINATOでの次世代自動車の展示を通じた普及啓発を実施した。 ・普通充電設備設置費助成申請件数 0件 ・急速充電設備設置費助成申請件数 0件

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況																								
自転車の利用促進	<p>【自転車走行空間の整備】 ・ナビマーク、ナビラインの設置 約1,590m</p> <p>【自転車シェアリングの利用推進】</p> <table border="0"> <tr><td>芝地区</td><td>48 箇所</td></tr> <tr><td>麻布地区</td><td>19 箇所</td></tr> <tr><td>赤坂地区</td><td>21 箇所</td></tr> <tr><td>高輪地区</td><td>10 箇所</td></tr> <tr><td>芝浦港南地区</td><td>32 箇所</td></tr> <tr><td>合計</td><td>130 箇所</td></tr> </table> <p>平成28（2016）年2月1日から「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」を締結した港区、千代田区、中央区及び江東区で広域相互乗り入れを開始、平成28（2016）年度には、新宿区、文京区が、平成29（2017）年度には、渋谷区、平成30（2018）年度には、品川区、大田区、令和元（2019）年度には、目黒区、令和2（2020）年度には中野区が相互乗り入れに加わった。</p>	芝地区	48 箇所	麻布地区	19 箇所	赤坂地区	21 箇所	高輪地区	10 箇所	芝浦港南地区	32 箇所	合計	130 箇所	<p>【自転車走行空間の整備】 ・ナビマーク、ナビラインの設置 約2,190m</p> <p>【自転車シェアリングの利用推進】</p> <table border="0"> <tr><td>芝地区</td><td>39 箇所</td></tr> <tr><td>麻布地区</td><td>18 箇所</td></tr> <tr><td>赤坂地区</td><td>19 箇所</td></tr> <tr><td>高輪地区</td><td>8 箇所</td></tr> <tr><td>芝浦港南地区</td><td>32 箇所</td></tr> <tr><td>合計</td><td>116 箇所</td></tr> </table> <p>平成28（2016）年2月1日から「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」を締結した港区、千代田区、中央区及び江東区で広域相互乗り入れを開始、平成28（2016）年度には、新宿区、文京区が、平成29（2017）年度には、渋谷区、平成30（2018）年度には、品川区、大田区、令和元（2019）年度には、目黒区が相互乗り入れに加わった。</p>	芝地区	39 箇所	麻布地区	18 箇所	赤坂地区	19 箇所	高輪地区	8 箇所	芝浦港南地区	32 箇所	合計	116 箇所
芝地区	48 箇所																									
麻布地区	19 箇所																									
赤坂地区	21 箇所																									
高輪地区	10 箇所																									
芝浦港南地区	32 箇所																									
合計	130 箇所																									
芝地区	39 箇所																									
麻布地区	18 箇所																									
赤坂地区	19 箇所																									
高輪地区	8 箇所																									
芝浦港南地区	32 箇所																									
合計	116 箇所																									



▲自転車専用通行帯(渚橋)



▲矢羽根のナビラインと人型のナビマーク(芝公園一丁目)

▼港区自転車シェアリング サイクルポート（アークヒルズサウスタワー）



取組④ 区有施設における対策の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
区有施設における環境性能の向上と省エネルギー運用の推進	<p>【継続的な省エネルギー運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理標準作成支援 1施設 ・エネルギー管理標準運用支援 1施設 <p>【低炭素化・省エネルギー対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀灯からLEDへの変更 173基 	<p>【継続的な省エネルギー運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理標準作成支援 1施設 ・エネルギー管理標準運用支援 1施設 <p>【低炭素化・省エネルギー対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀灯からLEDへの変更 130基

施策1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進

取組① 国産木材の活用促進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
区有施設、民間建築物における国産木材活用促進	<p>【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区有施設の認証件数 2件 ・民間建築物の認証件数 25件 ・テナント認証件数 7件 	<p>【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区有施設の認証件数 1件 ・民間建築物の認証件数 28件 ・テナント認証件数 3件
区と協定自治体とのネットワークの強化	<p>【協定自治体との情報交換と交流】</p> <p>協定自治体の担当者会議を開催し、取組実績や事業計画等を審議する他、各自自治体の取組について情報交換した。</p> <p>【協定自治体の豊かな自然等の区民への紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコプラザにて年間を通して協定自治体の木材製品等の展示を行った。 ・協定自治体やその取組を紹介するYouTubeチャンネルを開設した。 	<p>【協定自治体との情報交換と交流】</p> <p>協定自治体の担当者会議を開催し、取組実績や事業計画等を審議する他、各自自治体の取組について情報交換した。</p> <p>【協定自治体の豊かな自然等の区民への紹介】</p> <p>エコプラザ、商工会館、港勤労福祉会館において、協定自治体の特産品・観光情報等を紹介するPR展示を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回展示（希望する自治体のみ） <p>【エコプラザ】7月～9月</p> <p>【商工会館】7月～2月</p> <p>【港勤労福祉会館】10月～2月</p>

取組② 全国連携による再生可能エネルギー導入

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
全国地方自治体との連携による再生可能エネルギーの導入促進	<p>【区有施設の再生可能エネルギー活用（再掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方自治体との連携による再生可能エネルギー導入施設 2施設 <p>区内事業者向け普及・啓発 0回</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>【区有施設の再生可能エネルギー活用（再掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方自治体との連携による再生可能エネルギー導入施設 7施設 <p>区内事業者向け普及・啓発 1回</p>

取組③ 先進技術の導入

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
水素エネルギー等の普及に向けた取組促進	<p>【水素エネルギーの普及促進・普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー施設見学会 0回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【水素を活用した省エネ機器助成（再掲）】 ・エネファーム 7件（-） 	<p>【水素エネルギーの普及促進・普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー施設見学会 1回 【水素を活用した省エネ機器助成（再掲）】 ・エネファーム 4件

施策1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進

取組① 適応策に関する普及啓発

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
打ち水の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・mecc 打ち水大作戦 2回（延 16 人参加） ・区有施設等での実施 1 施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・mecc 打ち水大作戦 4回（延 262 人参加） ・区有施設等での実施 12 施設
気候変動の影響への対策に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページによる熱中症予防に関する普及・啓発を実施した（環境課）。 ・高齢者に対する熱中症の予防啓発を行い熱中症の被害を未然に防ぐため、「高齢者の皆さん熱中症に注意してください！」のリーフレットを配布した（高齢者支援課）。 ・区ホームページ、広報みなど、リーフレットの配布による熱中症予防と対処方法に関する普及・啓発を実施した（健康推進課） ・各施設や保護者に対して、児童施設等災害時緊急メールによる熱中症予防に関する普及・啓発を実施した（子ども家庭課）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページによる熱中症予防に関する普及・啓発を実施した（環境課）。 ・高齢者に対する熱中症の予防啓発を行い熱中症の被害を未然に防ぐため、高齢者の皆さん熱中症に注意してください！のリーフレットを配布した（高齢者支援課）。 ・区ホームページ、ポスター、乳幼児向けリーフレット、成人向けリーフレットの配布や、新聞折込ちらしの配布による熱中症予防と対処方法に関する普及・啓発を実施した（健康推進課） ・各施設や保護者に対して、児童施設等災害時緊急メールによる熱中症予防に関する普及・啓発を実施した（子ども家庭課）。



▲打ち水の様子

（令和2(2020)年8月20日、港区役所正面玄関前）

▶ 熱中症の予防啓発
（令和2（2020）年7月1日、広報みなど）

熱中症に注意しましょう

熱中症は、梅雨明けの体が暑さに慣れていない時期から、7～8月にかけて増加します。今年も十分な感染症予防を行いなから、熱中症予防も心掛ける必要があります。マスクの着用時や室内の過ごし方に注意しましょう。熱中症を防ぐためのポイントについて、広報みなど7月11日(月)9日に掲載していますので、併せてご覧ください。

症状と対策 (☎ 03) 熱中症は急激に症状が進みます。自力で水分が取れないときや症状が改善しないときは、すぐに医療機関を受診しましょう。自力で医療機関に行けない場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう(救急車を呼ぶか迷うときは、電話で、「#7119」の救急相談センターへ)。

熱中症予防リーフレット
区内の区有施設、みなと保健所で

このリーフレット「熱中症に注意しましょう」を無料で配布しています。リーフレットは港区ホームページからダウンロードもできます。

熱中症予防情報サイト (国境産) 暑さ指数(WBGT)の予測値、個人向けのメール配信サービス等、熱中症予防に役立つ情報が掲載されています(情報提供は10月31日(金)まで)。
<https://www.wbgt.env.go.jp/>

二国コードスマートフォンで読み取ることも可能です。
QRコード
二国コード
二国コード
二国コード

問い合わせ
健康推進課健康づくり係
☎400-0083

このような症状があれば

- 暑がりな体質
暑い、息苦しい、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、脱水、熱射病
- 暑さを感じない
暑さを感じない、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、脱水、熱射病
- 暑さを感じない
暑さを感じない、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、脱水、熱射病
- 暑さを感じない
暑さを感じない、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、脱水、熱射病
- 暑さを感じない
暑さを感じない、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、めまい、脱水、熱射病

正しい対処法
涼しいところで一休み、冷たい飲み物を飲む、水分をこまめに取る、衣服を脱ぎ、涼しい場所へ移動する、冷たいタオルを顔に当てる、冷たい飲み物を飲む、冷たいタオルを顔に当てる、冷たい飲み物を飲む、冷たいタオルを顔に当てる

救急車を呼び、医師の指示に従ってください。

※詳しくは熱中症予防マニュアル(国境産) <https://www.wbgt.env.go.jp/>をご覧ください。

取組② 緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
民間建築物の緑化などの誘導	【緑化指導・誘導】 ・屋上、壁面緑化を計画した緑化計画書 受付数 36 件 ・屋上緑化助成申請数 2 件 【公園等整備による緑の保全・創出】 青山北町児童遊園、浜松町一丁目緑地	【緑化指導・誘導】 ・屋上、壁面緑化を計画した緑化計画書 受付数 46 件 ・屋上緑化助成申請数 2 件 【公園整備による緑の保全・創出】 江戸見坂公園、西桜公園
緑のカーテンプロジェクトの推進	・緑のカーテン設置 68 施設 ・苗の配布数 0 株 ※苗の配布は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・緑のカーテン設置 66 施設 ・苗の配布数 5,000 株 ・緑のカーテン講習会 7 回

取組③ 熱をためにくいまちづくり

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
遮熱性塗装等の推進	【道路の整備】 ・保水性舗装 0 m ² ・遮熱性舗装 3,535 m ² 合計 3,535 m ² 施工 【保水性舗装の効果を高める取組】 ・散水車による路面散水 ・沿道住民と協力した打ち水	【道路の整備】 ・保水性舗装 0 m ² ・遮熱性舗装 11,252 m ² 合計 11,252 m ² 施工 【保水性舗装の効果を高める取組】 ・散水車による路面散水 ・沿道住民と協力した打ち水
クールスポットの整備	令和2（2020）年度から実施していない。	ミストを活用したクールスポットの設置 1 か所 ・区立芝公園

取組④ 集中豪雨による被害の軽減

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
雨水流出抑制施設の設置促進	75 件(抑制量合計 7,928 m ³)の指導を実施した。	84 件(抑制量合計 12,263 m ³)の指導を実施した。
気象情報等の区民等への提供	気象庁が発表する気象警報や区の水位・雨量計観測値に基づく注意情報を「防災情報メール」及び「港区防災アプリ」で発信した。	気象庁が発表する気象警報や区の水位・雨量計観測値に基づく注意情報を「防災情報メール」及び「港区防災アプリ」で発信した。

▶ 港区役所正面玄関の緑のカーテン(平成 20(2008)年度から実施、写真は令和元(2019)年8月の様子)



基本方針2 協働による循環型社会の形成

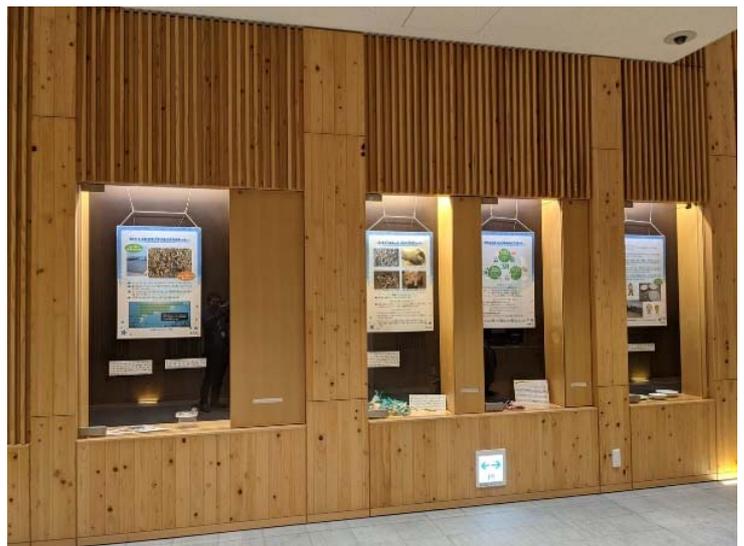
施策2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成

取組① 普及・啓発、情報提供

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
3 R 関連の情報提供の充実	<p>【区民向け】</p> <p>リユース♻ブリッジ、海洋プラスチック問題啓発パネル展において、区のごみの減量及びリサイクルを推進するためのパネル展示を行った。</p> <p>また、区広報やホームページ、ごみ分別アプリを用いて啓発を行った。</p> <p>海洋プラスチックごみの発生抑制のため、オリジナルマイバッグを製作し、新成人や港区立小・中学校卒業生に配付した。</p> <p>港資源化センターにて、海洋プラスチック問題啓発イベントを実施し、講演会やパネル展示、代替プラスチック製品の展示棟を実施した。また、港清掃工場にて啓発パネルを展示した。</p> <p>・区民向けイベント実施 3回</p> <p>【事業者向け】</p> <p>事業者の3 R推進、プラスチック削減の意識向上を目的として、海洋プラスチック問題啓発イベントにおいてパネル展示会を開催。3 R推進、プラスチック削減の先進的な取り組みを実施している企業の紹介を行った。</p> <p>・事業者向けイベント実施 1回</p>	<p>【区民向け】</p> <p>エコライフ・フェアMINATO、3 R推進月間、みなとごみ0ハッピー~大作戦等において、区のごみの減量及びリサイクルを推進するためブース出展やパネル展示、資源回収、講演会など、区民等への普及啓発事業を実施した。また、区広報やホームページ、ごみ分別アプリを用いて啓発を行った。</p> <p>海洋プラスチックごみの発生抑制のため、オリジナルマイバッグを製作し、成人の日記念のつどい参加者や小・中学校卒業生に配付した。また、港清掃工場にて啓発パネルを展示した。</p> <p>代替プラスチック製品の啓発のため、紙ストローを区役所本庁舎11階食堂他14施設に提供した。</p> <p>・区民向けイベント実施 18回</p> <p>【事業者向け】</p> <p>事業者の3 R意識の向上を目的として、みなとごみ0ハッピー~大作戦においてパネル展示会を開催。参加事業者を募集し、各事業者における3 Rの先進的な取組等を紹介しており、令和元（2019）年度は24団体が参加した。</p> <p>・事業者向けイベント実施 1回</p>
拡大生産者責任徹底への取組	<p>容器包装リサイクル制度について、収集運搬費など自治体の大きな負担となっている現行制度を見直し、事業者責任の強化、明確化を図ること、使い捨てを前提とした製品の生産減少、分別及びリサイクルが容易な製品開発などの義務付けや分別排出に係るインセンティブ導入の義務化など事業者が発生抑制や再使用を進め、資源がより円滑に循環するシステムを構築すること、バイオプラスチックの導入については既存のリサイクルシステムに影響がないように慎重に導入すること等について、区が加盟する「全国都市清掃会議」を通じて令和3（2021）年2月17日付で国に対して要望した。</p>	<p>容器包装リサイクル制度について、収集運搬費など自治体の大きな負担となっている現行制度を見直し、事業者責任の強化、明確化を図ること、市民が分別・協力しやすい制度となるよう容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど市民にわかりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ること、循環型社会の形成に向け、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、リターナブル容器の使用を増やすよう販売店での引取りの義務化を行うこと等について、区が加盟する「全国都市清掃会議」を通じて令和元（2019）年7月25日付で国に対して要望した。</p>

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
東京 2020 大会の開催における3R推進への支援	東京都と検討してきた「リユースカップなどイベントでの資源利用のための仕組みづくり」を踏まえ、区民まつりやみなどハーフマラソンでは、会場内のごみ箱に外国人にも分かりやすい分別ラベルの表記を行う予定であったが、中止となった。そのほか、リユース食器の利用拡大を図るため、令和元（2019）年度から引き続き、イベントでリユース食器を利用する場合はリース料を助成する制度を実施している。	東京都と検討してきた「リユースカップなどイベントでの資源利用のための仕組みづくり」を踏まえ、令和元（2019）年度以降に開催する区民まつりでは、会場内のごみ箱に外国人にもわかりやすい分別ラベルの表記を行うこととしたほか、リユース食器の利用拡大を図るため、令和元（2019）年度よりイベントでリユース食器を利用する場合はリース料を助成する制度を開始した。
食品廃棄物・食品ロス削減の普及・啓発	<p>食品ロス削減に向けた普及・啓発</p> <p>【主な取組】</p> <p>「食品ロス」の現状や、「食品ロス」を削減するための具体的な取組等を誰もが理解しやすいように4コマ漫画を活用した啓発ツールを作成し普及・啓発を行った。家庭から発生する未利用食品の受付窓口を区内7か所に常設し、フードドライブ事業を実施した。</p> <p>【その他取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント時のフードドライブの実施 1回 	<p>食品ロス削減に向けた普及・啓発</p> <p>【主な取組】</p> <p>「食品ロス」の現状や、「食品ロス」を削減するための具体的な取組等を誰もが理解しやすいように4コマ漫画を活用した啓発ツールを作成し普及・啓発を行った。家庭から発生する未利用食品の受付窓口を区内7か所に常設し、フードドライブ事業を開始した。</p> <p>【その他取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ・フェアMINATO、みなど区民まつりでのパネル啓発 ・フードドライブの実施 5回

▶ 食品ロス削減4コマ漫画



▲海洋プラスチック問題啓発パネル展
(みなどパーク芝浦 令和2（2020）年10月)

取組② 発生抑制のための仕組みづくり

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
港区3R推進行動会議や自主的取組推進団体への支援等	<p>【3Rの普及に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民向け学習会、海洋プラスチック問題啓発イベント等の普及啓発事業を実施した。 ・港区3R推進行動会議の開催 3回 ・港区3R実践部会の開催 0回 ・啓発事業開催 3回 <p>【3R普及に取り組む団体との連携や活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進に取り組む企業、団体等の先進的な取り組みを、パネル展で紹介している。 ・戸板女子短期大学と連携して事業を実施している。 	<p>【3Rの普及に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民向け学習会、みなとごみ0ハッピー～大作戦等の普及啓発事業を実施した。 ・港区3R推進行動会議の開催 3回 ・港区3R実践部会の開催 1回 ・啓発事業開催 18回 <p>【3R普及に取り組む団体との連携や活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の集団回収実践団体の活動や、区民団体、NPO法人の活動等を、パネル展で紹介している。 ・戸板女子短期大学と連携して事業を実施している。
事業者におけるごみ減量化の促進	<p>【優良事業者表彰】 立入検査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年度表彰件数 事業用延床面積5,000㎡以上：2件 <p>【エコショップ表彰】</p> <p>ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を「みなとエコショップ」として認定し、店舗や取組内容を区ホームページ等で紹介した。さらに、認定店の中からより優れた取組を行っている店舗をごみ減量優良エコショップとして表彰した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定数延 162件 ・優良表彰7件 	<p>【優良事業者表彰】 立入検査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元（2019）年度表彰件数 事業用延床面積5,000㎡以上：2件 <p>【エコショップ表彰】</p> <p>ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を「みなとエコショップ」として認定し、店舗や取組内容を区ホームページ等で紹介した。さらに、認定店の中からより優れた取組を行っている店舗をごみ減量優良エコショップとして表彰した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定数延 136件 ・優良表彰7件
家庭系ごみ量の「見える化」事業	<p>資源回収の品目拡大に向けて、集合住宅を対象に専用のごみ袋を配付し、通常の分別のほか、生ごみ、紙おむつ、陶磁器・ガラス、古着の分別を試行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象集合住宅2棟 	<p>令和元（2019）年度は、事業の効果についてPRするとともに、平成29（2017）年度までに「見える化」事業を実施した集積所・集合住宅等を対象に、フォローアップとして、アンケート調査を実施し、効果検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象集積所2件

取組③ 品目別発生抑制の促進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
家庭での生ごみの堆肥化の促進	<p>家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成 80 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールコンポスト ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・出前講座 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<p>家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成 36 件</p> <p>段ボールコンポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の親子向け講習会 実施回数 2 回 ・出前講座 いきいきプラザ 実施回数 3 回 エコプラザ 実施回数 1 回 子ども中高生プラザ 実施回数 1 回
事業系生ごみの発生抑制	<p>港区食べきり協力店登録制度 認定店舗数 203 店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けセミナーの開催 「30・10（さんまる いちまる）運動」の普及啓発 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・品川駅東西自由通路にある J・A D ビジョン、区有施設デジタルサイネージに啓発動画の配信 ・本庁舎、各総合支所庁舎に食べきり強化月間の横断幕・懸垂幕を設置 	<p>港区食べきり協力店登録制度 認定店舗数 133 店舗</p> <p>生ごみ削減・食品リサイクルに関する事業者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けセミナーの開催 「30・10（さんまる いちまる）運動」の普及啓発 ・品川駅東西自由通路にある J・A D ビジョン、区有施設デジタルサイネージに啓発動画の配信 ・本庁舎、各総合支所庁舎に横断幕・懸垂幕の設置
家具等のリユースの促進	<p>家庭で不用となった使用可能な良質な家具を無料で引き取り、簡単な清掃、修理をして港資源化センターで展示し、希望者に有償配布した。（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2（2020）年度来場者 7,897 人 ・ 2（2020）年度販売数 1,388 点 	<p>家庭で不用となった使用可能な良質な家具を無料で引き取り、簡単な清掃、修理をして港資源化センターで展示し、希望者に有償配布した。（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元（2019）年度来場者 5,990 人 ・ 元（2019）年度販売数 1,315 点



▲家具のリサイクル展（通年、写真は令和2（2020）年度の様子）



▲食べきり協力店ステッカー

施策2-2 限りある資源の循環利用

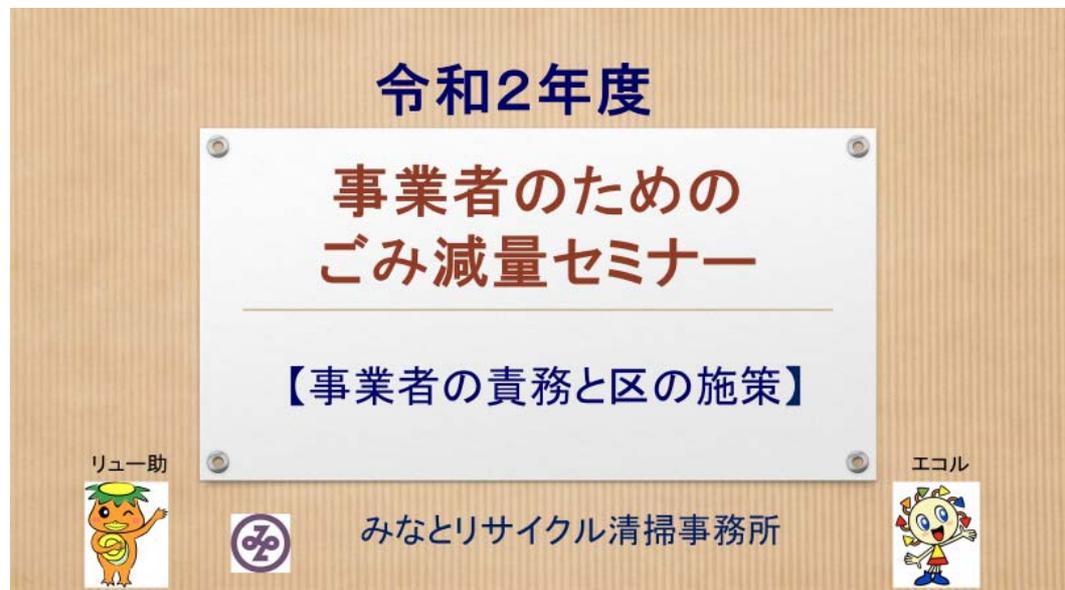
取組① 分別排出の徹底

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
分別排出の普及・啓発	<p>「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や「ごみ分別アプリ」等により、分別の徹底を多言語によりPRした。収集に際して、分別が徹底されていない場合は、適正排出を促すシールの貼付や、排出者を個別に訪問し、排出指導を行った。新規マンション等転入者が多い物件については管理会社等へガイドブックを配布し分別について啓発している。</p>	<p>「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や「ごみ分別アプリ」等により、分別の徹底を多言語によりPRした。収集に際して、分別が徹底されていない場合は、適正排出を促すシールの貼付や、排出者を個別に訪問し、排出指導を行った。新規マンション等転入者が多い物件については管理会社等へガイドブックを配布し分別について啓発している。</p>
「優良集積所等表彰制度」の推進	<p>資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所における環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民又は団体を表彰した。 ・令和2（2020）年度表彰件数 集積所1件、保管場所2件 優良集積所等の取組については、広報みなどや区ホームページで広く紹介した。</p>	<p>資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所における環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民又は団体を表彰した。 ・令和元（2019）年度表彰件数 集積所0件、保管場所3件 優良集積所等の取組については、広報みなどや区ホームページで広く紹介した。</p>
事業者に対する適切な指導と普及・啓発	<p>【立入指導】 ごみ減量・リサイクル推進のための土台作りを中心に立入検査による排出指導を実施した。具体的手法として①ミックスペーパーの分別②古紙類を中心とした有価物売買の2点の取組により、処理コスト削減ができるメリットを丁寧に説明し、事業者による自主的な取組を支援した。 ・令和2（2020）年度実績（立入検査件数）：40件 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、件数を縮小して実施</p> <p>【廃棄物管理責任者講習会】 新任の廃棄物管理責任者を対象に、廃棄物の適正処理や建物内における分別体制の構築手順等を説明する講習会を年4回（9月、10月、11月、12月）実施した。 ・令和2（2020）年度実績（講習会参加者数）：第1回55名、第2回56名、第3回49名、第4回26名</p> <p>【事業者のためのごみ減量セミナー】 紙ごみ等の減量・リサイクルに必要な知識やノウハウを提供する講演会をオンライン形式で実施し、事業者のリサイクル意識の醸成を図った。 ・令和2（2020）年度実績（参加者数）：講演会250名</p>	<p>【立入指導】 ごみ減量・リサイクル推進のための土台作りを中心に立入検査による排出指導を実施した。具体的手法として①ミックスペーパーの分別②古紙類を中心とした有価物売買の2点の取組により、処理コスト削減ができるメリットを丁寧に説明し、事業者による自主的な取組を支援した。 ・令和元（2019）年度実績（立入検査件数）：250件</p> <p>【廃棄物管理責任者講習会】 新任の廃棄物管理責任者を対象に、廃棄物の適正処理や建物内における分別体制の構築手順等を説明する講習会を年3回（2月、7月、10月）実施した。 ・令和元（2019）年度実績（講習会参加者数）：第1回111名、第2回39名、第3回45名</p> <p>【事業者のためのごみ減量セミナー】 紙ごみ等の減量・リサイクルに必要な知識やノウハウを提供する講演会や、リサイクル施設の見学により、事業者のリサイクル意識の醸成を図った。 ・令和元（2019）年度実績（参加者数）：講演会113名、施設見学会24名</p>



▲ごみ分別アプリを用いた情報提供

▲事業系ごみの減量・リサイクル「適正処理ハンドブック」
(令和元（2019）年10月に一部改定)



▲事業者のためのごみ減量セミナー（令和2年度 オンライン形式）

取組② 資源回収の拡大

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
<p>事業系ミックスペーパー・生ごみの資源化促進</p>	<p>少量排出事業者向けに「みなとエコ・オフィス町内会」や「港区オフィスリサイクルシステム」について区ホームページや「港区の清掃とリサイクル（冊子）」等で情報提供をした。</p> <p>・令和2（2020）年度末実績（加入者数）：みなとエコ・オフィス町内会 116 事業者、港区オフィスリサイクルシステム 221 事業者</p> <p>特に可燃ごみが多量に排出される延床面積 5,000 ㎡以上の大規模建築物を中心に、年間 40 件の立入検査により指導を実施した。ミックスペーパーについての契約の見直しや容器設置、分別排出等により、ごみ減量及び処理コスト削減に繋がる点を説明し、ミックスペーパーを中心とした紙類の資源化促進を図った。※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は立入検査の件数を縮小して実施。</p> <p>加えて、厨芥ごみの廃棄が多い建築物へは水切りの指導と食品リサイクル導入を促進するための情報提供を行った。また、ごみ減量優良事業者等表彰受賞事業者の取組事例の紹介とともに、事業用大規模建築物データファイルや適正処理ハンドブック等の配布により情報提供を実施した。</p>	<p>少量排出事業者向けに「みなとエコ・オフィス町内会」や「港区オフィスリサイクルシステム」について区ホームページや「港区の清掃とリサイクル（冊子）」等で情報提供をした。</p> <p>・令和元（2019）年度末実績（加入者数）：みなとエコ・オフィス町内会 114 事業者、港区オフィスリサイクルシステム 210 事業者</p> <p>特に可燃ごみが多量に排出される延床面積 5,000 ㎡以上の大規模建築物を中心に、毎月 20 件程度立入検査による指導を実施した。ミックスペーパーについての契約の見直しや容器設置、分別排出等により、ごみ減量及び処理コスト削減に繋がる点を説明し、ミックスペーパーを中心とした紙類の資源化促進を図った。加えて、厨芥ごみの廃棄が多い建築物へは水切りの指導と食品リサイクル導入を促進するための情報提供を行った。また、ごみ減量優良事業者等表彰受賞事業者の取組事例の紹介とともに、事業用大規模建築物データファイルや適正処理ハンドブック等の配布により情報提供を実施した。</p>

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
拠点回収・イベント回収の促進	<p>【拠点回収の推進】</p> <p>令和2（2020）年度に新たに回収を始めた品目はなく、緊急事態宣言期間中の回収休止の影響もあり、古着の回収量が、令和元（2019）年度と比べて13%減少した。</p> <p>【イベント回収の実施】</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、イベント開催が見送られたため、使用済み小型家電製品や古着、ふとん、廃食用油の回収を行うことができなかった。</p> <p>・令和2（2020）年度実施回数 0回</p> <p>【協力事業者による回収の実施】</p> <p>平成30（2018）年12月1日から、家庭の不用パソコンについて、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン(株)と協定を結び、無料で自宅から回収する取組を実施。</p> <p>・令和2（2020）年度 不用パソコン回収量 29,313kg</p>	<p>【拠点回収の推進】</p> <p>令和元（2019）年度に新たに回収を始めた品目は無し。古着の回収量が年々増加しており、平成30（2018）年度と比べて23%増加した。</p> <p>【イベント回収の実施】</p> <p>イベント開催時等の機会を利用し、使用済み小型家電製品や古着、ふとん、廃食用油の回収を行い、資源化を実施した。</p> <p>・令和元（2019）年度実施回数 2回</p> <p>【協力事業者による回収の実施】</p> <p>平成30（2018）年12月1日から、家庭の不用パソコンについて、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン(株)と協定を結び、無料で自宅から回収する取組を実施。</p> <p>・令和元（2019）年度 不用パソコン回収量 18,849kg</p>
不燃ごみ・粗大ごみ中の金属等、木製粗大ごみの資源化	<p>金属等の資源を手作業で選別するピックアップ回収、木製粗大ごみの資源化を継続し、再資源化量は、令和元（2019）年度は357tであったが、令和2（2020）年度は325tに減少した。</p>	<p>金属等の資源を手作業で選別するピックアップ回収、木製粗大ごみの資源化を継続し、再資源化量は、平成30（2018）年度は396tであったが、令和元（2019）年度は357tに減少した。</p>
集団回収の促進	<p>・参加団体の拡大に向けて、「集団回収の手引き」の作成、資源回収業者に関する情報提供、町会・自治会・管理会社やPTAなどへの働きかけなどを継続して行い、資源回収量は5,423,104kgとなった。</p> <p>・平成30（2018）年7月1日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く）も回収対象とした。</p>	<p>・参加団体の拡大に向けて、「集団回収の手引き」の作成、資源回収業者に関する情報提供、町会・自治会・管理会社やPTAなどへの働きかけなどを継続して行い、資源回収量は5,642,634kgとなった。</p> <p>・平成30（2018）年7月1日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く）も回収対象とした。</p>

施策2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理

取組① 適切で効率的な収集・運搬

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
効率的な収集・運搬	<p>集積所情報が登録された業務管理システム（地図情報システム）をより効果的に運用できるよう、集積所の詳細な基礎情報の追加登録や最新情報への更新を進めている。</p>	<p>集積所情報が登録された業務管理システム（地図情報システム）をより効果的に運用できるよう、集積所の詳細な基礎情報の追加登録や最新情報への更新を進めている。</p>

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
地域や区民等の特性に対応した収集・指導	<p>【区民等の特性に対応した収集や指導】</p> <p>「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や広報みなと等による情報提供やふれあい班による排出指導、店舗に対する一般廃棄物収集運搬業者による収集への移行の促進、粗大ごみの運び出し収集、粗大ごみの持込の受入れを実施した。</p> <p>【緊急時対応の備え】</p> <p>戸別訪問収集担当職員の普通救命技能認定証の取得 有資格者 28人</p>	<p>【区民等の特性に対応した収集や指導】</p> <p>「資源とごみの分別ガイドブック」の配布や広報みなと等による情報提供やふれあい班による排出指導、店舗に対する一般廃棄物収集運搬業者による収集への移行の促進、粗大ごみの運び出し収集、粗大ごみの持込の受入れを実施した。</p> <p>【緊急時対応の備え】</p> <p>戸別訪問収集担当職員の普通救命技能認定証の取得 有資格者 28人</p>

取組② 適正な処理

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
事業系ごみの適正処理	ふれあい班が、区収集を利用する少量排出事業者に対し、きめ細かな対応が可能な一般廃棄物収集運搬業者の利用への移行を働きかけた。一般廃棄物処理業者については、許可更新時の立入検査を中心に適正処理の指導等を実施した。	ふれあい班が、区収集を利用する少量排出事業者に対し、きめ細かな対応が可能な一般廃棄物収集運搬業者の利用への移行を働きかけた。一般廃棄物処理業者については、許可更新時の立入検査を中心に適正処理の指導等を実施した。
プラスチックリサイクルによる環境負荷低減	<p>区民及び少量排出事業者が排出する容器包装プラスチック及び製品プラスチックのリサイクルを実施した。また、海洋プラスチックごみに対する取組の一環として、環境省発信の「プラスチック・スマートキャンペーン」に参加し啓発を実施した。</p> <p>・容器包装プラスチック 1,617,920kg</p> <p>・製品プラスチック（自治体独自処理分の容器包装プラスチックも含む。） 553,900kg</p>	<p>区民及び少量排出事業者が排出する容器包装プラスチック及び製品プラスチックのリサイクルを実施した。また、海洋プラスチックごみに対する取組の一環として、環境省発信の「プラスチック・スマートキャンペーン」に参加し啓発を実施した。</p> <p>・容器包装プラスチック 1,564,030kg</p> <p>・製品プラスチック（自治体独自処理分の容器包装プラスチックも含む。） 534,530kg</p>
有害物質等の適正排出・処理の推進及びあり方の検討	<p>水銀を使用した製品（体温計、血圧計等）については、区民からの申出により直接自宅から回収する等、清掃工場への適正搬入と事故防止に努めた。</p> <p>（医療機関で使われていた水銀式血圧計1本の混入で停止すると言われているが、港清掃工場は操業開始以来、水銀混入による稼働停止は1件も無い。）また、港清掃工場が令和2年度（2020）年度にごみの焼却で発電した電力量は97,710,620キロワットアワー（速報値）で、標準的な世帯の年間電力使用量に換算すると約2万7千世帯分（1世帯あたり年3,600キロワッ</p>	<p>水銀を使用した製品（体温計、血圧計等）については、区民からの申出により直接自宅から回収する等、清掃工場への適正搬入と事故防止に努めた。</p> <p>（医療機関で使われていた水銀式血圧計1本の混入で停止すると言われているが、港清掃工場は操業開始以来、水銀混入による稼働停止は1件も無い。）また、港清掃工場が令和元年度（2019）年度にごみの焼却で発電した電力量は93,916,440キロワットアワー（速報値）で、標準的な世帯の年間電力使用量に換算すると約2万6千世帯分（1世帯あたり年3,600キロワッ</p>

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
	トアワーとして計算）に達した。 この他、最終処分場の延命化策については、東京二十三区清掃一部事務組合で、焼却灰(主灰)のセメント原料化に取り組んでおり、港清掃工場の焼却灰についても約9,084t（速報値）がセメントの原料に再生した。	トアワーとして計算）に達した。 この他、最終処分場の延命化策については、東京二十三区清掃一部事務組合で、焼却灰(主灰)のセメント原料化に取り組んでおり、港清掃工場の焼却灰についても5,760tがセメントの原料に再生した。
災害廃棄物対策の検討	大規模災害による災害廃棄物の適正かつ迅速な対応を行うため、引き続き、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項について検討を行うとともに、令和3年度に「災害廃棄物処理計画」を策定することとし、同計画に策定する項目の検討や策定の支援事業者を選定した。	大規模災害による災害廃棄物が東京23区内で発生した場合、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合が、円滑かつ迅速に災害廃棄物の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項について検討を行った。



◀ ▲ 裏側に環境省プラスチック・スマートロゴ×
MinatoActionロゴがあるスマートバッグ
(令和2（2020）年度作成)

取組③ 適正排出の促進と不法投棄の防止

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
ごみの不法投棄の防止及び地域清掃活動への支援	不法投棄の防止のため、ふれあい班によるパトロール実施を継続した。 六本木地域の環境美化に関し、六本木地区安全安心まちづくり推進会議の活動に協力した。	不法投棄の防止のため、ふれあい班によるパトロール実施を継続した。 六本木地域の環境美化に関し、六本木地区安全安心まちづくり推進会議の活動に協力した。

基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

施策3-1 良好な大気環境の保全

取組① 大気汚染の防止

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
低公害車等の普及とエコドライブ等の啓発・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止推進月間にあわせ、広報みなどでアイドリングストップを周知した。 ・庁有車のクリーンエネルギー自動車化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止推進月間にあわせ、広報みなどでアイドリングストップを周知した。 ・庁有車のクリーンエネルギー自動車化を推進した。

取組② 大気環境の監視測定

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
大気、騒音・振動等の監視	各環境測定局に設置している測定装置について定期的な点検を実施し、測定結果の精度維持に努めた。	各環境測定局に設置している測定装置について定期的な点検を実施し、測定結果の精度維持に努めた。
測定結果の情報提供	PM2.5（微小粒子状物質）を含めた大気汚染物質の区内の濃度状況を、毎時区ホームページ上で更新を行い、常時公開をしている。また、道路騒音・振動等測定結果は事業概要等に掲載している。	PM2.5（微小粒子状物質）を含めた大気汚染物質の区内の濃度状況を、毎時区ホームページ上で更新を行い、常時公開をしている。また、道路騒音・振動等測定結果は事業概要等に掲載している。



◀ 自動車騒音常時監視測定の様子
（令和3（2021）年1月）

施策3-2 水質の改善と水環境の向上

取組① 古川の水環境改善

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
古川の浄化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋谷川・古川の計画送水量 0.23 m³/s（19,900 m³/日） ・ 流路整正工 12,700 m² ・ 河川清掃工 30,500 m² ・ 河床清掃工（高圧洗浄） 1,600 m² ・ 河川除草工 6,500 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋谷川・古川の計画送水量 0.23 m³/s（19,900 m³/日） ・ 流路整正工 7,400 m² ・ 河川清掃工 30,500 m² ・ 河床清掃工（高圧洗浄） 790 m² ・ 河川除草工 5,700 m²

取組② お台場の海等の水質改善

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
お台場の海及び運河の水質改善の促進	<p>【お台場の海】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の状況を継続的に把握するため、お台場海浜公園の海域と水際にて水質調査を実施した（環境課）。 ・ 昨年度に引続き、水質調査を実施した（芝浦港南地区総合支所）。 ・ 降雨により変動する水質の状況を事前に予測するシステムを運用し、衛生面の安全性向上を図った（芝浦港南地区総合支所）。 <p>【運河】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京海洋大学による港南中学校生徒を対象とした「有機酸鉄団子を活用した運河学習」を支援した（芝浦港南地区総合支所）。 	<p>【お台場の海】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の状況を継続的に把握するため、お台場海浜公園の海域と水際にて水質調査を実施した（環境課）。 ・ 区が実施するイベントに合わせて水質調査を実施した（芝浦港南地区総合支所）。 <p>※東京 2020 大会のマラソンスイミング及びトライアスロンのテストイベントが同時期に開催されたため、水中スクリーンは大会組織委員会が設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お台場プラーージュ（海水浴）実施にあたり、降雨により変動する水質の状況を事前に予測するシステムを運用し、衛生面の安全性向上を図った（芝浦港南地区総合支所）。 <p>【運河】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京海洋大学による港南中学校生徒を対象とした「鉄炭団子を活用した運河学習」を支援した（芝浦港南地区総合支所）。 ・ 運河の水環境や生物環境の普及啓発冊子を作成した。（芝浦港南地区総合支所）
お台場ふるさとの海づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ お台場海苔づくり 12回 （事前学習会1回、海苔育成体験3回、実行委員会4回、かわら版発行4回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 干潟環境体験学習 5回 ・ お台場海苔づくり 12回 （海苔育成体験4回、実行委員会4回、瓦版の発行4回）



▲運河学習において有機酸鉄団子をカニ護岸へ投入している様子
(令和2(2020)年11月27日)



▲海苔づくり体験学習の様子(令和3(2021)年2月6日 お台場学園)

取組③ 水環境の監視測定

具体的な取組	令和2(2020)年度取組状況	(参考) 令和元(2019)年度取組状況
水質の監視測定及び測定結果の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の監視測定 【古川及び運河】水質調査 年6回(5、7、9、11、1、3月) 【運河のダイオキシン類】水質及び底質の調査 年1回(9月) 【お台場海浜公園内】水浴場水質判定基準調査 年2日実施、環境基準調査 年5日実施、雨天時調査 年1日 ・結果の公表 調査結果判明後、区ホームページにて結果を公表した。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の監視測定 【古川及び運河】水質調査 年6回(5、7、9、11、1、3月) 【運河のダイオキシン類】水質及び底質の調査 年1回(9月) 【お台場海浜公園内】水浴場水質判定基準調査 年4日実施、環境基準調査 年6日実施、雨天時調査 年1日 ・結果の公表 調査結果判明後、区ホームページにて結果を公表した。
運河における簡易処理水の影響調査	晴天時調査を1日(7月)実施した。雨天時調査は、降水量が年度を通して少なかったため実施していない。	年2日(9月及び1月)の雨天時調査と比較のための晴天時調査を1日(9月)実施した。

施策3-3 安全で快適な生活環境の確保

取組① 騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
騒音・振動、悪臭などへの対策	各地区総合支所を中心に苦情対応を実施した。苦情を事前に防ぐため、事業者が届出のため来庁した際には周辺住民に配慮するよう指導を行っている。	各地区総合支所を中心に苦情対応を実施した。苦情を事前に防ぐため、事業者が届出のため来庁した際には周辺住民に配慮するよう指導を行っている。
臭気対策	排水槽（ビルピット）の管理者等への指導を実施した。	排水槽（ビルピット）の管理者等への指導を実施した。

取組② アスベスト対策の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
区有施設のアスベスト対策	区有施設でアスベスト除去を実施する際は現地にて検査を行い、業者へ指導を行った。	区有施設でアスベスト除去を実施する際は現地にて検査を行い、業者へ指導を行った。
民間建築物のアスベスト対策	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事が行われる現場へのアスベストの事前確認を行い、飛散性が高いアスベスト除去が行われる場合は更に養生検査を行い、アスベストの飛散防止対策を指導した。 アスベストを含む建材の除去等工事及び検査に係る費用の助成実績 9件（除去等工事 5件、検査 4件） 	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事が行われる現場へのアスベストの事前確認を行い、飛散性が高いアスベスト除去が行われる場合は更に養生検査を行い、アスベストの飛散防止対策を指導した。 アスベストを含む建材の除去等工事及び検査に係る費用の助成実績 9件（除去等工事 2件、検査 7件）
アスベスト検診の実施	令和元（2019）年度から実施していない。	

取組③ 有害化学物質等への対策の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
有害化学物質の適正管理	・適正管理化学物質使用量等報告書の提出 30件（東京都へ報告）	・適正管理化学物質使用量等報告書の提出 30件（東京都へ報告）
土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査報告書 5件 汚染拡散防止計画書 0件 汚染拡散防止措置完了届出書 2件 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査報告書 6件 汚染拡散防止計画書 3件 汚染拡散防止措置完了届出書 3件

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

施策4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進

取組① 環境アセスメントの推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
開発事業等の環境アセスメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響調査審査会開催 6回 ・区アセスメントの縦覧等（調査計画書2件、調査書案4件、調査書2件、事後調査報告書（工事中・供用後）4件） ・都アセスメントの縦覧等（調査計画書1件） ・国アセスメント（案件なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響調査審査会開催 2回 ・区アセスメントの縦覧等（調査計画書2件、調査書案2件、調査書2件、事後調査報告書（工事中・供用後）5件） ・都アセスメントの縦覧等（調査計画書2件、見解書1件、評価書2件） ・国アセスメント（案件なし）
「港区ビル風対策要綱」の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・風環境対策に関する事前協議 3件 ・風環境予測と対策の届出 3件 ・防風植栽の計画・設計の届出 0件 ・防風植栽の設置の届出 1件 ・防風植栽の生育状況の届出 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・風環境対策に関する事前協議 1件 ・風環境予測と対策の届出 1件 ・防風植栽の計画・設計の届出 1件 ・防風植栽の設置の届出 2件 ・防風植栽の生育状況の届出 0件



▲港区環境影響調査制度パンフレット



▲解体工事の様子

取組② 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
<p>開発事業等の適切な誘導</p>	<p>【省エネルギー化の誘導及びヒートアイランド対策の誘導】 「港区民間建築物低炭素化促進制度」において、規模に応じてエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化を促進し、排熱位置を配慮したヒートアイランド対策を行うよう指導している（再掲）。</p> <p>低炭素化計画書届出 16 件 低炭素化工事完了届 14 件</p> <p>【緑地保全及び緑化の誘導】 敷地面積 250 ㎡以上の建築計画について、緑化指導を行っており、その中で、既存樹木・樹木の保全や移植による再利用に努めるよう指導している。</p> <p>・既存樹木・樹木を活用した件数 8 件（既存緑地を有していた件数：19 件）</p> <p>【大規模な開発事業における持続可能なまちづくりの誘導】 ・再開発事業等に際し、大規模な建築物の増加や活発な事業活動に対する環境負荷低減やまち並み景観形成への配慮について、港区まちづくりマスタープランや各まちづくりガイドラインに基づき、事業者への指導・誘導を実施した。なお、令和2（2020）年度は、「白金高輪駅東部地区まちづくり構想」の素案をまとめた。</p>	<p>【省エネルギー化の誘導及びヒートアイランド対策の誘導】 「港区民間建築物低炭素化促進制度」において、規模に応じてエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化を促進し、排熱位置を配慮したヒートアイランド対策を行うよう指導している（再掲）。</p> <p>低炭素化計画書届出 16 件 低炭素化工事完了届 7 件</p> <p>【緑地保全及び緑化の誘導】 敷地面積 250 ㎡以上の建築計画について、緑化指導を行っており、その中で、既存樹木・樹木の保全や移植による再利用に努めるよう指導している。</p> <p>・既存樹木・樹木を活用した件数 11 件（既存緑地を有していた件数：19 件）</p> <p>【大規模な開発事業における持続可能なまちづくりの誘導】 ・再開発事業等に際し、大規模な建築物の増加や活発な事業活動に対する環境負荷低減やまち並み景観形成への配慮について、港区まちづくりマスタープランや各まちづくりガイドラインに基づき、事業者への指導・誘導を実施した。</p> <p>なお、令和元（2019）年度は、「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」を新たに策定した。</p>
<p>良好な景観形成</p>	<p>・港区景観計画及び港区景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為等及び屋外広告物に対する指導を行った。</p> <p>景観条例に基づく事前協議件数（建築物等）151 件（屋外広告物）400 件 港区景観審議会 1 回</p> <p>・区民等及び事業者の景観に対する意識の向上を図るため、区民等が誇り、又は愛着を持つ街並みその他の景観（区民景観セレクション）や良好な景観形成に功績のあった民間施設等（景観街づくり賞）を表彰した。</p> <p>港区景観表彰選定審査会 4 回 及び表彰式 1 回 景観街づくり賞 2 施設 景観街づくり賞奨励賞 4 施設 景観街づくり賞特別賞 9 団体 区民景観セレクション 10 件</p>	<p>・港区景観計画及び港区景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為等及び屋外広告物に対する指導を行った。</p> <p>景観条例に基づく事前協議件数（建築物等）141 件（屋外広告物）605 件 港区景観審議会 2 回</p> <p>・区民等及び事業者の景観に対する意識の向上を図るため、区民等が誇り、又は愛着を持つ街並みその他の景観（区民景観セレクション）や良好な景観形成に功績のあった民間施設等（景観街づくり賞）を表彰した。</p> <p>港区景観表彰選定審査会 5 回 及び表彰式 1 回 景観街づくり賞 2 施設 景観街づくり賞奨励賞 1 施設 景観街づくり賞特別賞 6 団体 区民景観セレクション 10 件</p>



▲令和2（2020）年度港区景観街づくり賞受賞施設
（とらや 赤坂店）



▲令和2（2020）年度港区景観街づくり賞受賞施設
（カナルフロント芝浦）

施策4-2 環境美化の推進

取組① 地域の環境美化活動の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
地域の環境美化活動の普及・啓発	町会、自治会、商店会、事業者等と区が協働して、地域に根ざした清掃等の様々な美化活動を行い、地域における環境美化の普及・啓発を図った。 ・地域の環境美化活動への参加者数 1,401人	町会、自治会、商店会、事業者等と区が協働して、地域に根ざした清掃等の様々な美化活動を行い、地域における環境美化の普及・啓発を図った。 ・地域の環境美化活動への参加者数 7,875人

取組② みなとタバコルールの推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
みなとタバコルールの普及	街中での啓発強化、巡回指導・重点指導を実施した。 <周知・啓発> ・広報みなとやホームページでの周知 ・民間企業、区有施設等のデジタルサイネージを活用した啓発動画放映 ・ちいばす車内でのポスター啓発 ・みなとタバコルール宣言事業者と協働した啓発（令和2（2020）年3月31日現在登録事業者数：1,853） ・みなとタバコルール宣言事業者の活動を表彰 ・喫煙場所マップの配布（多言語版） ・電柱巻き看板等を活用した啓発 <巡回・重点指導> ・きめ細やかな巡回指導（30班体制） ・粘り強い重点指導の実施（5班体制） ・灰皿設置店舗への指導を強化	街中での啓発強化、巡回指導・重点指導を実施した。 <周知・啓発> ・広報みなとやホームページでの周知 ・町会・自治会、商店会、事業者等と協働した美化キャンペーン ・民間企業、区有施設等のデジタルサイネージを活用した啓発動画放映 ・みなとタバコルール宣言事業者と協働した啓発（令和2（2020）年3月31日現在登録事業者数：1,073） ・喫煙場所マップの配布（多言語版） ・地上用機器を活用した啓発 ・電柱巻き看板を活用した啓発 <巡回・重点指導> ・きめ細やかな巡回指導（30班体制） ・粘り強い重点指導の実施（5班体制） ・巡回中のハンドスピーカーによる啓発

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
喫煙場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・指定喫煙場所設置数 計 92 か所 ※令和2（2020）年度新設内訳 ・設置費等助成金を活用した屋内喫煙所 3 件、定住促進指導要綱に基づく生活利便施設（屋内）7 件 ・屋内喫煙所設置費等助成制度実績 15 件（設置費 1 件、維持管理費 14 件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定喫煙場所設置数 計 84 か所（2 か所増） ※令和元（2019）年度新設内訳 ・屋外 2 件、設置費等助成金を活用した屋内喫煙所 3 件、定住促進指導要綱に基づく生活利便施設（屋内）1 件 ・屋内喫煙所設置費等助成制度実績 14 件（設置費 2 件、維持管理費 12 件）

▶ 屋内喫煙所設置費等助成制度を活用して令和2（2020）年度に新設された港区指定喫煙場所
（THE TOBACCO AKASAKA指定喫煙場所）



◀ 芝地区の町会・自治会、商店会、事業者等と協働した美化キャンペーン（令和2（2020）年 虎ノ門駅周辺）



▶ 高輪地区の町会・自治会、商店会、事業者等と協働した美化キャンペーン（令和2（2020）年）



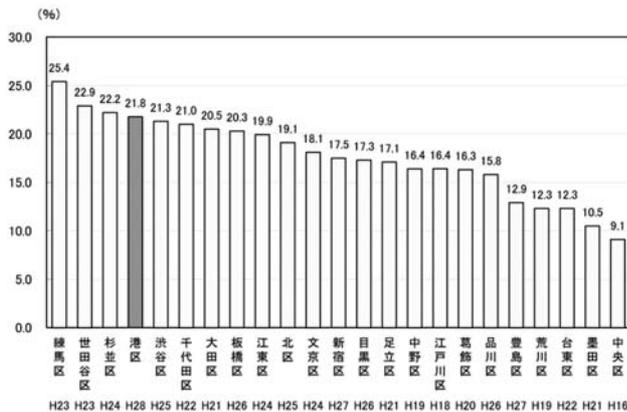
◀ 麻布地区の町会・自治会、商店会、事業者等と協働した美化キャンペーン（令和2（2020）年 虎ノ門駅周辺）

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

施策5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出

取組① 区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
区民、事業者等との協働によるみどりの保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> 港区みどりの活動員 1 団体 アドプト制度登録団体 144 団体 	<ul style="list-style-type: none"> 港区みどりの活動員 4 団体 アドプト制度登録団体 139 団体
歴史ある良好な緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹木 新規指定 23 本 （年度末指定数 680 本） 	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹木 新規指定 13 本 （年度末指定数 665 本）
みどりの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 植木市実施回数 1 回 園芸講座実施回数 1 講座（延 1 回） みどりの街づくり賞表彰件数 2 件 （対象施設：平成 30（2018）年度に緑化完了届が提出された民間施設 78 件） 	<ul style="list-style-type: none"> 植木市実施回数 1 回 園芸講座実施回数 2 講座（延 10 回） みどりの街づくり賞表彰件数 5 件 （対象施設：平成 29（2017）年度に緑化完了届が提出された民間施設 87 件）



▲東京 23 区の緑被率（みどりの実態調査（第9次）より）



▲植木市令和2（2020）年度の様子

取組② 多様な緑化の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
緑化計画書制度による緑化の推進	敷地面積 250 m ² 以上の建築計画について、緑化指導を実施した。 ・緑化計画書受付件数 112 件	敷地面積 250 m ² 以上の建築計画について、緑化指導を実施した。 ・緑化計画書受付件数 122 件
まちなみ緑化助成	新規事業としての検討は中止	民有地の接道部の緑化だけでなく、街に点在する青空駐車場に対する緑化助成の検討を行った。さらに緑化計画書制度による指導の中で、周辺の緑との連続性に配慮した緑化に努めるよう指導している。
屋上緑化・壁面緑化の推進	・屋上緑化助成申請数 2 件 (再掲)	・屋上緑化助成申請数 2 件 (再掲)
区有施設の緑化の推進	・令和2（2020）年度区有施設の緑化計画書 1 件	・令和元（2019）年度区有施設の緑化計画書 3 件
公園の整備	・三田台公園の一部を整備	民間の開発事業により江戸見坂公園、西桜公園を整備 (再掲)
道路緑化の推進	今後の道路整備において、沿道の方々と調整をしながら、既存の街路樹や植栽を保全し、活かした植栽計画を行った。 道路植栽の維持管理については、樹木管理マニュアルに基づき、街路樹の点検を行い、伐採、植え替えや支柱設置等を行った。また、同マニュアルに基づいた年間通しての維持管理も実施した。	今後の道路整備において、沿道の方々と調整をしながら、既存の街路樹や植栽を保全し、活かした植栽計画を行った。 道路植栽の維持管理については、樹木管理マニュアルに基づき、街路樹の点検を行い、伐採、植え替えや支柱設置等を行った。また、同マニュアルに基づいた年間通しての維持管理も実施した。

施策5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築

取組① 水辺空間の親水化

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
水辺の散歩道の整備	新芝運河沿緑地（竹芝橋北）整備に向けた現場調査を実施	新芝運河沿緑地整備に向けた現場調査
古川の親水化	・白金一丁目東部北地区の再開発事業整備中 ・三田小山町西地区の再開発事業で整備を予定している。	・白金一丁目東部北地区の再開発事業整備中 ・三田小山町西地区の再開発事業で整備を予定している。

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
親水環境づくりの促進と水辺を生かしたにぎわいの創出	<p>【親水環境づくりの促進】 実績なし</p> <p>【にぎわいの創出】 ・浜路橋のライトアップ工事を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期した。</p>	<p>【親水環境づくりの促進】 実績なし</p> <p>【にぎわいの創出】 ・御楯橋・新芝橋のライトアップ工事完了に伴い、点灯式を実施し、5月10日からライトアップを開始した。 ・渚橋、汐彩橋、プラタナス公園にあるプラタナスの樹木のライトアップを5月から開始した。</p>

取組② 健全な水循環系の保全・構築

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
雨水の地下浸透の促進	<p>【道路の透水機能の向上】 地域の状況に応じて、透水性舗装を行った。</p> <p>【雨水の地下浸透促進】 1,898 m³の指導を実施した。</p>	<p>【道路の透水機能の向上】 地域の状況に応じて、透水性舗装を行った。</p> <p>【雨水の地下浸透促進】 3,376 m³の指導を実施した。</p>

施策5-3 生物多様性の保全・再生とその恵みの持続的な利用

取組① 生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
学校、幼稚園、保育園への環境学習の支援	児童館や小学校など5施設に対して、述べ6回ビオトープ専門家を派遣した。	児童館や小学校など8施設に対して、述べ9回ビオトープ専門家を派遣した。
生物多様性を通じた環境学習の推進	種から花を育てる活動を実施した。児童館・保育園・エコプラザ等で区民の森の生物に関する環境学習を実施した。	プランターでの野菜づくりの講習会を実施した。東京都あきる野市等で農業体験を実施した。
情報発信による生物多様性の普及・啓発	普及啓発に向け、生物多様性に配慮した事業者向け行動メニューのパンフレットの検討・作成を行った。区ホームページや窓口でのパンフレット配布等を通じて生物多様性の普及・啓発を実施した。	パンフレットによる生物多様性に配慮した行動メニューの普及・啓発を継続した。みたと環境アプリで生きものの生息状況を配信したほか、区ホームページ、生物多様性みたとフォーラムを通じて生物多様性の普及・啓発を実施した。
多様な活動主体の交流と情報共有の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性みたとフォーラム（見学会）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・生物多様性みたとフォーラム（パネル展） 1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性みたとフォーラム（見学会） 6回開催 ・生物多様性みたとフォーラム（パネル展） 1回開催

取組② ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
公園におけるビオトープづくりの推進	該当事業なし	該当事業なし
生きものに配慮したまちづくりの推進	生物多様性緑化ガイドを活用し、緑化計画書の指導を行った。 （緑化計画件数 112 件）	生物多様性緑化ガイドを活用し、緑化計画書の指導を行った。 （緑化計画件数 119 件）
外来種の注意喚起と啓発	外来種に関して周知啓発のため、公園管理事務所や区窓口で身近にいる外来種のリーフレットを配布し、拡散防止の注意喚起を図った。	身近にいる外来種に関して周知啓発と注意喚起を図るため、公園でのイベントをとおして外来種について学習した。

▶
▼
身近にいる外来種のリーフレット



▲令和2（2020）年度「生物多様性みなとフォーラム」でのバードウォッチングの様子
（令和3（2021）年1月17日、芝浦運河沿緑地）



基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

施策6-1 環境教育・環境学習の推進

取組① 子どもたちの環境学習機会の提供

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
みなと区民の森を活用した環境学習の推進	<p>【みなと区民の森等の環境学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あきる野環境学習 31回（延664人参加） <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館・保育園等 27回（延606人参加） <p>※児童館・保育園等への出張型環境学習を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民（パッケージ型） 自然体験 4回（延58人参加） <p>※うち2回は出張型環境学習を実施 農業体験 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民（オーダーメイド型） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>【環境交流事業】 港区あきる野市環境交流事業：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>【みなと区民の森等の環境学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あきる野環境学習 47回（延1,252人参加） <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館・保育園等 28回（延811人参加） <ul style="list-style-type: none"> ・区民（パッケージ型） 自然体験 9回（延253人参加） 農業体験 4回（延138人参加） <ul style="list-style-type: none"> ・区民（オーダーメイド型） 6回（延50人参加） <p>【環境交流事業】 港区あきる野市環境交流事業：30人参加（港区15人、あきる野市15人）</p>
環境教育の推進	<p>【環境教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏の虫調査隊回答数 3,684件 ・小・中学生の環境に関する自主研究応募総数 817作品 (小学生244作品、中学生573作品) ・木育授業の実施 小学校0校、中学校0校 <p>※令和元年度をもって事業終了</p> <p>【主体的な行動力向上】 「みなと子どもエコアクション」を通じた環境配慮活動の取組</p>	<p>【環境教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏の虫調査隊回答数 1,297件 ・小・中学生の環境に関する自主研究応募総数 1,004作品 (小学生316作品、中学生688作品) ・木育授業の実施 小学校6校、中学校2校 <p>【主体的な行動力向上】 「みなと子どもエコアクション」を通じた環境配慮活動の取組</p>

取組② 多様な環境学習機会の提供

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
エコプラザにおける環境学習などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数 52,314人 ・事業数 100事業 ・開館日数 288日 ・主な事業（こども自然教室、みなとSDGs） 	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数 69,250人 ・事業数 139事業 ・開館日数 340日 ・主な事業（こども自然教室、みなとSDGs）
エコライフ・フェアMINATOの実施	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	21団体出展、約4,400人参加

施策6-2 協働による環境保全活動の推進

取組① 区民、事業者等の環境保全活動の支援

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
<p>みなと環境にやさしい事業者会議による環境保全活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員事業者数 58 社（R3（2021）.3.31 現在） ・「企業と環境展」 ・mecc セミナー 4 回（延 74 人参加） ・mecc ツアー 1 回（12 人参加） ・エコバザー 0 回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・みなとクリーンアップ大作戦 2020 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・スポーツGOMI 拾い大会 75 人参加 ・mecc EXPO 約 3,100 人来場 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員事業者数 57 社（R2（2020）.3.31 現在） ・「企業と環境展」 ・mecc セミナー 4 回（延 155 人参加） ・mecc ツアー 1 回（24 人参加） ・エコバザー 1 回 ・みなとクリーンアップ大作戦 2019 54 人参加 ・スポーツGOMI 拾い大会 83 人参加 ・mecc EXPO 約 1,600 人来場
<p>区民や事業者等の活動支援</p>	<p>【事業者・団体等の活動の情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック削減に取り組む事業者等の活動を紹介するパネル展を実施した。（出展団体 4 団体） <p>【参考となる優良な取組の表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みなとエコショップ」ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を認定し、区ホームページ等で紹介した。認定店の中からより優れた取組を行っている小売店をごみ減量優良エコショップとして表彰した。 <p>認定数 延 162 件 優良表彰 7 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量優良事業者等表彰制度」立入検査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。 <p>表彰件数 事業用延床面積 5,000 m²以上 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区みどりの街づくり賞」優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者の緑化施設を表彰し、区ホームページ等で紹介した。 <p>港区みどりの街づくり賞件数 2 件（再掲）</p>	<p>【事業者・団体等の活動の情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R 推進月間等における啓発活動として「みんなと 3R パネル展示会」を実施した。（参加団体 24 団体） <p>【参考となる優良な取組の表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みなとエコショップ」ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を認定し、区ホームページ等で紹介した。認定店の中からより優れた取組を行っている小売店をごみ減量優良エコショップとして表彰した。 <p>認定数 延 136 件 優良表彰 7 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量優良事業者等表彰制度」立入検査の実施事業者の中から、他者に誇れる模範的で優れた取組を行っている事業者を優良事業者として表彰した。 <p>表彰件数 事業用延床面積 5,000 m²以上 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区みどりの街づくり賞」優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者の緑化施設を表彰し、区ホームページ等で紹介した。 <p>港区みどりの街づくり賞件数 5 件（再掲）</p>



▲令和2（2020）年度港区みどりの街づくり賞
受賞施設（ハウスステージ南青山）



▲みなとタバコルール啓発用
4か国語併記の路面貼付用シール

取組② 環境情報の積極的な発信

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
環境情報の発信	<p>【暮らしや業種等に応じた具体的な情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報みなと等の媒体や、生物多様性みなとフォーラム等のイベントにより環境情報を発信した。 ・既存のデジタル情報を活用して、教育現場や家庭へ環境学習情報を効果的・効率的に提供するため、環境学習に活用できる情報をまとめたウェブページを区ホームページに新規作成した。 <p>【各種団体等と協力した効果的な情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちいばす（車内）・区内電柱巻き看板・区有施設・民間企業等のデジタルサイネージでの動画放映や街中の地上用機器を活用したみなとタバコルールに関する情報を発信した。 <p>環境学習に活用できる情報を家庭や学校等へ効果的・効率的に提供するため、区が作成した資料に限らず、東京都環境局等の他団体等が作成・管理している情報をまとめたウェブページを区ホームページに新規作成した。</p>	<p>【暮らしや業種等に応じた具体的な情報発信】広報みなと等の媒体や、エコライフ・フェアMINATO、生物多様性みなとフォーラム等のイベントにより環境情報を発信した。</p> <p>【各種団体等と協力した効果的な情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちいばす（車内外）・区有施設・民間企業等のデジタルサイネージでの動画放映や街中の地上用機器を活用したみなとタバコルールに関する情報を発信した。d



◀ 環境学習状況のホームページ（令和2年度）

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
区内で暮らす外国人や海外から訪れる人々への情報提供	<p>【喫煙場所等】 街中に掲示する「みなとタバコルール」の路面シール・ポスター・チラシ、地上用機器を活用した啓発、喫煙場所マップでは、多言語(英語・中国語・ハングル)での作成を継続した。</p> <p>【ごみの分別方法等】 資源とごみの分別ガイドブックを多言語(英語・中国語・ハングル)で作成・配布するとともに、区ホームページに多言語(9か国語)の分別チラシを掲載して広く情報を発信した。</p>	<p>【喫煙場所等】 街中に掲示する「みなとタバコルール」の路面シール・ポスター・チラシ、地上用機器を活用した啓発、喫煙場所マップでは、多言語(英語・中国語・ハングル)での作成を継続した。</p> <p>【ごみの分別方法等】 資源とごみの分別ガイドブックを多言語(英語・中国語・ハングル)で作成・配布するとともに、区ホームページに多言語(9か国語)の分別チラシを掲載して広く情報を発信した。</p>

取組③ 全国各地域との連携

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
全国各地域と連携した環境保全の推進	<p>【みなと森と水ネットワーク会議】 国産木材の活用促進等について、情報交換と意見交換を行うための会議である「みなと森と水サミット」をWEB会議形式で開催し、17自治体が参加した。</p> <p>【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】 建築主に対して協定木材の使用を推奨。27棟で使用された。</p> <p>【みなと区民の森づくり（再掲）】 港区あきる野市環境交流事業 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>【みなと森と水ネットワーク会議】 国産木材の活用促進等について、情報交換と意見交換を行うための会議、「みなと森と水サミット」を開催し、44自治体が参加した。</p> <p>【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度】 建築主に対して協定木材の使用を推奨。21棟で使用された。</p> <p>【みなと区民の森づくり（再掲）】 港区あきる野市環境交流事業 30人参加（港区15人、あきる野市15人）</p>



▲みなと森と水サミット2020（令和2年10月28日）



▲みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の協定木材が使用された建築物（子ども家庭総合支援センター）

施策6-3 区の率先行動

取組① 率先した環境保全活動の推進

具体的な取組	令和2（2020）年度取組状況	（参考）令和元（2019）年度取組状況
<p>区有施設における環境性能の向上と省エネ運用の推進</p>	<p>【「港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）」の推進】 二酸化炭素排出量：20,349（t-CO2） 延床面積：768,620（㎡） 面積あたりの二酸化炭素排出量：0.0265（t-CO2/㎡） 基準値比増減率：34.3%減 エネルギー使用量：15,891（KL） 延床面積：768,620（㎡） 面積あたりのエネルギー使用量：0.0207（KL/㎡） 基準値比増減率：3.7%減</p> <p>※基準値：区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量又はエネルギー使用量の平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの平均</p> <p>【「港区環境マネジメントシステム」の推進】 職員による環境配慮行動の着実な実行に向けて、職員への研修・啓発活動、各課・施設への内部環境監査等を実施しました。また、省エネ法・温対法・東京都環境確保条例に基づき、エネルギー使用量等を報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び指定管理者研修、管理職研修の実施 ・e-ラーニングの実施 ・「Eふみ」の発行（年2回） ・内部環境監査の実施（73施設） <p>【区有施設環境配慮ガイドラインに基づく省エネ化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方自治体との連携による再生可能エネルギー導入施設（再掲） 2施設 <p>【区有施設の省エネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理標準作成支援1施設 ・エネルギー管理標準運用支援1施設（再掲） 	<p>【「港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）」の推進】 二酸化炭素排出量：25,705（t-CO2） 延床面積：769,846（㎡） 面積あたりの二酸化炭素排出量：0.0334（t-CO2/㎡） 基準値比増減率：17.1%減 エネルギー使用量：16,090（KL） 延床面積：769,846（㎡） 面積あたりのエネルギー使用量：0.0209（KL/㎡） 基準値比増減率：2.7%減</p> <p>※基準値：区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量又はエネルギー使用量の平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの平均</p> <p>【「港区環境マネジメントシステム」の推進】 職員による環境配慮行動の着実な実行に向けて、職員への研修・啓発活動、各課・施設への内部環境監査等を実施しました。また、省エネ法・温対法・東京都環境確保条例に基づき、エネルギー使用量等を報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び指定管理者研修、管理職研修の実施 ・e-ラーニングの実施 ・「Eふみ」の発行（年2回） ・内部環境監査の実施（70施設） <p>【区有施設環境配慮ガイドラインに基づく省エネ化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地方自治体との連携による再生可能エネルギー導入施設（再掲） 7施設 <p>【区有施設の省エネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理標準作成支援1施設 ・エネルギー管理標準運用支援1施設（再掲）

3-3 環境基本計画成果目標 実績一覧

各成果目標の進捗状況を経年で見ていただけるよう、前計画（平成27年度～平成29年度）と現計画期間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の成果目標・実績経過を掲載します。

一覧表の見方 次ページからの成果目標一覧表の見方は、以下のとおりです。

環境基本計画成果目標 実績一覧表（平成27年度～平成29年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)			実績		
			平成26年度(現状)	平成29年度(目標値)	令和2年度(目標値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素排出量(総量)	3,966千t-CO2 (平成23年度未現在)	4,032千t-CO2 (平成26年度末)	4,161千t-CO2	4,324千t-CO2 (平成25年度未現在)	4,186千t-CO2 (平成26年度未現在)	3,966千t-CO2 (平成27年度未現在)
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	新エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成による二酸化炭素排出量の削減量	1,939t-CO2	3,229t-CO2	4,519t-CO2	2,076t-CO2	2,286t-CO2	2,542t-CO2
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	653t-CO2 (平成25年度末実績)	1,583t-CO2	2,513t-CO2	1,965t-CO2	2,369t-CO2	2,845t-CO2
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性塗装等の整備率	3.3%	3.0%	8.1%	4.0%	4.0%	3.2%

【計画計上値（現状及び目標値）】【実績】

[前計画] 平成26年（計画策定年）の値、平成29（2017）年度及び令和2（2020）年度の目標値、平成27（2015）～29（2017）年度実績値を記載しています。

環境基本計画成果目標 実績一覧表（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)		実績		
			平成29(2017)年度(現状)	令和2(2020)年度(目標値)	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素削減量	43.5万t-CO2/年 (平成26(2014)年度末現在)	60.7万t-CO2/年	54.8万t-CO2/年 (平成30(2018)年度実績)		
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401件	6,051件	4,824件		
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	403.6t-CO2/年	450t-CO2/年	483.88t-CO2/年		
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性塗装等の面積	99,746㎡	137,266㎡	105,765㎡		

【計画計上値（現状及び目標値）】

平成29（2017）年（計画策定年）の値、令和2（2020）年度の目標値を記載しています。

【実績】

環境基本計画期間の実績値を毎年度記載していきます。昨年度と比較してどのように推移しているか、目標値と比較してどのような進捗なのか、ひと目で確認ができます。

環境基本計画(平成30年度～令和2年度)成果目標 実績一覧表 (平成27年度～平成29年度)

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)			実績		
			平成26年度(現状)	平成29年度(目標値)	令和2年度(目標値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素排出量(総量)	3,966千t-CO2 (平成23年度未現在)	4,032千t-CO2 (平成26年度末)	4,161千t-CO2	4,324千t-CO2 (平成25年度未現在)	4,186千t-CO2 (平成26年度未現在)	3,966千t-CO2 (平成27年度未現在)
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	新エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成による二酸化炭素排出量の削減量	1,939t-CO2	3,229t-CO2	4,519t-CO2	2,076t-CO2	2,286t-CO2	2,542t-CO2
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	653t-CO2 (平成25年度未実績)	1,583t-CO2	2,513t-CO2	1,965t-CO2	2,369t-CO2	2,845 t-CO2
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性舗装等の整備率	3.5%	5.0%	8.1%	4.0%	4.6%	5.2%
【基本方針2】 協働による循環型社会の形成	成果目標2.1 区民、事業者の3Rの取組により、ごみの排出量が減っている	ごみ量(区収集ごみ量及び持込ごみ量の合計)	154,027t (平成25年度実績)	140,687t (平成28年度目標値)	135,029t (平成31年度目標値)	155,938t	155,026t	158,221t
	成果目標2.2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用(リサイクル)されている	資源化率(区収集ごみと資源の総量のうち、資源化される割合)	29.9% (平成25年度実績)	36.9% (平成28年度目標値)	40.0% (平成31年度目標値)	29.8%	30.1%	29.6%
	成果目標2.3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている	温室効果ガス排出量	21,049t (平成25年度実績) ※計画では、旧指針に基づき算出された数値(20,542t)が掲載	14,678t (平成28年度目標値) ※旧指針に基づき算出された数値	11,614t (平成31年度目標値) ※旧指針に基づき算出された数値	22,270t	22,256t	22,634t
	成果目標2.4 ごみを排出する区民等の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している	戸別訪問収集実施件数	469件 (平成25年度実績)	580件 (平成28年度目標値)	700件 (平成31年度目標値)	501件	508件	501件
【基本方針3】 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	成果目標3.1 古川及び運河の水質改善が進んでいる	古川及び運河の水質の環境基準達成	1地点、1項目で環境基準未達成 (平成25年度実績)	全地点、全項目での環境基準達成	全地点、全項目での環境基準達成	3地点、1項目(COD)で環境基準未達成	4地点、1項目(COD)で環境基準未達成	4地点、1項目(COD)で環境基準未達成
	成果目標3.2 お台場海浜公園におけるお台場の海の水質改善が進んでいる	お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	測定地点により未達成	全地点において、測定結果が改善している	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	測定地点により達成	測定地点により達成	測定地点により達成
	成果目標3.3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している	公害苦情件数	345件 (平成25年度実績)	310件	275件以下	324件	240件	226件
【基本方針4】 快適で魅力ある都市環境の形成	成果目標4.1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている	地域の環境美化活動への参加者数	4,684人 (平成25年度実績)	年間5,000人	年間5,300人	6,407人	7,185人	7,101人
	成果目標4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる	指定喫煙場所の数	24か所	36か所	48か所	30か所	49か所	66か所
	成果目標4.3 みなとタバコルールが浸透している	たばこに関する苦情件数	308件 (平成25年度実績)	290件	275件	607件	733件	622件
【基本方針5】 自然や生きものと共存できる質の高い緑と水の保全・創出	成果目標5.1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している	緑被率	22.5%	23.3%	24%	平成24年度以降の調査を行っていない	21.8%	平成29年度以降の調査を行っていない
	成果目標5.2 区の魅力である運河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのあるまち並みを形成している	内部護岸に対する運河沿緑地の整備開放率	59.2%	60.9%	62.3%	59.2%	61.2%	61.4%
	成果目標5.3 実質浸透域が拡大し、地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらす、古川、運河、海がきれいな水をたたえている	実質浸透域率	25%	26%	28%	25.0%	26.0%	26.1%
	成果目標5.4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている	生物多様性みなとネットワークの登録団体数(個人を含む。)	0団体	50団体	100団体	0団体	17団体	24団体
	成果目標5.5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる	港区の地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化の合計面積	465.76ha	478.88ha	492.00ha	467.66ha	471.93ha	473.97ha
【基本方針6】 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	成果目標6.1 区民の環境保全に対する意識が高まっている	みなと区民の森を活用した環境学習事業参加者数	年間960人 (平成25年度実績)	年間1,350人	年間1,500人	年間1,425人	年間1,664人	年間1,496人
	成果目標6.2 区が積極的に環境保全のため、省エネルギー等の行動を推進している	区有施設の面積あたりのエネルギー使用量	平成21年度比5.4%削減 (平成25年度未現在)	平成21年度比12%削減 ※平成27年度に「港区環境率先実行計画(みなと21計画)」を改定予定のため、平成29年度、32年度の目標値は、現計画の平成27年度の目標値としている。	平成21年度比4.4%削減	平成21年度比4.4%削減	基準値比2.5%増 基準値:平成24年度から平成26年度までの平均	基準値比2.1%増 基準値:平成24年度から平成26年度までの平均

環境基本計画（平成30年度～令和2年度）成果目標 実績一覧表（平成30年度～令和2年度）

基本方針	成果目標	指標	計画計上値(現状及び目標値)		実績		
			平成29(2017)年度(現状)	令和2(2020)年度(目標値)	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
【基本方針1】 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	成果目標1.1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している	二酸化炭素削減量	43.5万t-CO2/年 (平成26(2014)年度未現在)	60.7万t-CO2/年	54.8万t-CO2/年 (平成30(2018)年度実績)	57.8万t-CO2/年 (令和元(2019)年度実績)	61.4万t-CO2/年 (令和2(2020)年度実績)
	成果目標1.2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している	創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401件	6,051件	4,824件	5,261件	5,805件
	成果目標1.3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している	二酸化炭素固定量	403.6t-CO2/年	450t-CO2/年	483.88t-CO2/年	870.10t-CO2/年	807.83t-CO2/年
	成果目標1.4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している	区道における遮熱性舗装等の面積	99,746㎡	137,266㎡	105,765㎡	118,516㎡	122,263㎡
【基本方針2】 協働による循環型社会の形成	成果目標2.1 区民、事業者の3Rの取組により、ごみの排出量が減っている	区民1人1日当たりの可燃ごみ量	543g/人・日 (平成28(2016)年度実績)	388 g/人・日	537g/人・日	532g/人・日	534g/人・日
	成果目標2.2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用(リサイクル)されている	区による資源回収量	16,466t/年 (平成28(2016)年度実績)	19,769 t/年	16,346t/年	16,711t/年	17,689t/年
	成果目標2.3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている	温室効果ガス排出量	22,256t/年 (平成28(2016)年度実績)	11,704t/年	26,191t/年	26,282t/年	25,477t/年
	成果目標2.4 ごみを出す区民の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している	戸別訪問収集実施件数	年間508件 (平成28(2016)年度実績)	年間580件	年間531件	年間554件	年間596件
【基本方針3】 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	成果目標3.1 古川及び運河の水質改善が進んでいる	古川及び運河の水質の環境基準達成	全9地点(古川4地点、運河5地点)のうち、運河の4地点にて1項目(COD)で環境基準未達成	全地点、全項目での環境基準達成	全9地点のうち、運河の2地点で2項目(pH・COD)、2地点で1項目(COD)の環境基準未達成	全9地点のうち、運河の3地点で2項目(pH・COD)、1地点で1項目(COD)の環境基準未達成	全9地点のうち、運河の1地点で2項目(pH・COD)、4地点で1項目(pH)の環境基準未達成
	成果目標3.2 お台場の海の水質改善が進んでいる	お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	全3地点において、水浴場判定基準未達成	全地点において、おむね水浴場の判定基準を達成している	調査日、調査地点によって水浴場判定基準達成	調査日、調査地点によって水浴場判定基準達成	調査日、調査地点によって水浴場判定基準達成
	成果目標3.3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している	公害苦情件数	年間290件	年間275件	年間272件	年間338件	年間484件
【基本方針4】 快適で魅力ある都市環境の形成	成果目標4.1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている	地域の環境美化活動への参加者数	年間7,200人	年間8,000人	年間9,837人	年間7,875人	年間1,401人
	成果目標4.2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる	指定喫煙場所の数	64か所	88か所	82か所	84か所	92か所
	成果目標4.3 みなとタバコルールが浸透している	みなとタバコルール宣言事業者数	500事業者	2,020事業者	881事業者	1,073事業者	1,853事業者
【基本方針5】 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出	成果目標5.1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している	緑被率	21.8% (平成28(2016)年度実績)	24%	平成29年度以降の調査を行っていない		
	成果目標5.2 区の魅力である運河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのある街並みを形成している	水辺の散歩道の整備延長	8,900m	9,080m	9,080m	9,080m (平成30(2018)年度実績)	9,080m (平成30(2018)年度実績)
	成果目標5.3 実質浸透域が拡大し、地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらす、古川、運河、海がきれいな水をたたえている	雨水浸透施設の浸透量	65,592㎡	71,292㎡	66,762㎡	70,100㎡	72,000㎡
	成果目標5.4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている	生物多様性みなとフォーラムの各事業における参加者合計数	年間270人	年間300人	年間1,159人	年間521人	年間116人
	成果目標5.5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる	緑化助成により創出された屋上緑化面積	165㎡	計1,000㎡	計104.45㎡	計241.59㎡	計317.25㎡
【基本方針6】 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	成果目標6.1 区民の環境保全に対する意識が高まっている	環境学習参加者数	12,425人	17,525人	13,618人	14,870人	15,534人
	成果目標6.2 区が積極的に省エネルギー等の行動により二酸化炭素排出量の削減を推進している	平成24(2012)年度～26(2014)年度の平均を基準とする区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量の削減率	4%削減	10%削減	0.8%削減	17.1%削減	34.3%削減

第4章

港区環境審議会 による点検・評価

～港区環境審議会とは～

港区環境審議会は、港区環境基本条例に基づき、学識経験者、区民、事業者等により構成される組織です。同条例第20条第2項の規定により、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項について調査審議を行うほか、同条第3項の規定により、環境の保全に関して区長に意見を述べます。

港区環境審議会委員名簿 第11期（平成30年9月1日～令和2年8月31日）

	氏名	役職名等	
会長	守田 優	芝浦工業大学副学長 教授	学識 経験 者
副会長	田中 充	法政大学社会学部教授	
委員	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委員	長屋 和子	区民	区民 及 び 事 業 者
委員	芳賀 勲	区民	
委員	山田 淳平	区民	
委員	藏本 暁	一般社団法人東京都港区医師会理事	
委員	坂本 力	港区商店街連合会副会長	
委員	北村 和子	港区消費者団体連絡会代表	
委員	坂田 生子	東京商工会議所港支部役員	区議 会議 員
委員	池田 こうじ	港区議会議長（～令和元年6月19日）	
委員	杉本 とよひろ	交通・環境等対策特別委員会委員長 （～令和元年6月19日）	
委員	黒崎 ゆういち	交通・環境等対策特別委員会副委員長 （～令和元年6月19日）	

※委員の変更

委員	二島 豊司	港区議会議長 （令和元年6月20日～）	区議 会議 員
委員	清家 あい	区民文教常任委員会委員長 （令和元年6月20日～）	
委員	風見 利男	交通・環境等対策特別委員会委員長 （令和元年6月20日～）	

港区環境審議会委員名簿 第12期（令和2年9月1日～令和4年8月31日）

	氏名	役職名等	
会長	守田 優	芝浦工業大学副学長 教授 （～令和3年3月31日） 芝浦工業大学名誉教授 （令和3年6月23日～）	学識経験者
副会長	田中 充	法政大学社会学部教授	
委員	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委員	佐藤 久恵	区民	区民及び事業者
委員	長屋 和子	区民	
委員	芳賀 勲	区民	
委員	中村 正彦	一般社団法人東京都港区医師会副会長	
委員	坂本 力	港区商店街連合会副会長	
委員	北村 和子	港区消費者団体連絡会代表	
委員	坂田 生子	東京商工会議所港支部役員	
委員	二島 豊司	港区議会議長 （～令和3年6月17日）	区議会議員
委員	清家 あい	区民文教常任委員会委員長 （～令和3年6月17日）	
委員	風見 利男	交通・環境等対策特別委員会委員長 （～令和3年6月17日）	

※委員の変更

委員	清原 和幸	港区議会議長 （令和3年6月18日～）	区議会議員
委員	兵藤 ゆうこ	区民文教常任委員会委員長 （令和3年6月18日～）	

港区環境審議会総評

平成 29 年度に改定された「港区環境基本計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」も最終年度を終え、今回は、計画全体の総括にもなる点検・評価となります。

令和 2（2020）年度実績報告書から施策・取組を概観すると、基本方針 2「協働による循環型社会の形成」も前年度と比較すると AA 評価が増えています。また、昨年度、C 評価が目立っていた基本方針 3「健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全」については、1 項目が B 評価に変わり、改善が見られます。一方で、基本方針 4「快適で魅力ある都市環境の形成」と基本方針 5「自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出」は、C 評価が増えています。

施策全体としては、AA 評価、A 評価が減り、B 評価、C 評価が増えるなど、前年度と比べると成果目標に対しての評価が下がっています。令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で、環境啓発イベントの中止・在宅時間の増加による家庭ごみの増加など、目標達成に苦勞する場面が多い年度となりました。

いまだ収束の兆しを見せない新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制約のもとで事業を実施する事態が続いています。イベントの手法の変化など、感染症の対策を講じる工夫のほか、オンライン会議の開催など、人が一堂に介しない方法での事業実施も慣習化されてきています。こういった中でも、性質上中止や延期をせざるを得ない事業も多くあり、どのような状況下でも事業を継続できる方法について、引き続き検討を行っていくことが必要です。

環境審議会でも、事業実績評価にあたり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の渦中でも事業をいかに実施していくかを前向きに検討していく必要があることが共有されました。併せて、変化していく近年の環境施策においては、SDGs の考え方を踏まえつつ、相互に関連する環境・経済・社会の課題を統合的に解決し、新たな成長につなげていくことが求められています。

「港区環境基本計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」は、目指すべき環境像「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市みなど」の実現に向けて取り組んできました。二酸化炭素の排出削減や国産木材の活用、生物多様性みなどフォーラムなどの意識啓発事業の参加者数増加といった点では、環境像の実現に向けて評価できる反面、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の増加や、古川及び運河の水質改善など、達成すべき課題もみられます。

来年度は、新たな港区環境基本計画（令和 3 年度～令和 8 年度）策定後、初めての点検、評価となりますが、当審議会による、これまでの当審議会の総評や意見を施策実施に活かしていただき、計画の進捗管理を行っていただくよう願います。

最後になりましたが、港区環境審議会委員の皆様には、お忙しいところ審議にご参加いただき、心より感謝申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月

港区環境審議会会長 守田 優

參考資料

1 港区環境基本条例

○港区環境基本条例

平成十年三月三十日
条例第二十八号

港区は、活発な都市活動と多様な居住環境とが共存するまちとして発展してきた。また、歴史的な景観も多く、緑や水辺などの貴重な自然環境も有するまちである。

しかし、さまざまな社会経済活動が営まれる中で資源やエネルギーが大量に消費されることにより、港区にも大きな環境への負荷がもたらされている。

もとより区民は、人と自然とが共生することのできる良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくべき責務を負っている。

今こそ、すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって、環境にやさしい継続的な行動をとることが求められている。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創造することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動

その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全是、次の各号に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- 一 区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現し、これを将来の世代へ継承して行くことを目的として行うこと。
- 二 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行うこと。
- 三 すべての事業活動及び日常生活において行うこと。

(区の責務)

第四条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 一 公害の防止に関すること。
- 二 大気、水、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- 三 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- 四 資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- 五 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第五条 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を行う責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うときは、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を行うよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第七条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標

二 環境の保全に関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するときは、区民及び事業者(以下「区民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

4 区長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ港区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第八条 区長は、区及び区民等が環境の保全に関して配慮すべき事項を、環境の保全についての行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するときは、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

に、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等にあたっての配慮)

第九条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を行うものとする。

(環境影響調査の措置)

第十条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、その事業の実施前に環境の保全について適切な配慮がなされるよう必要な措置を行うものとする。

(資源循環の推進)

第十一条 区は、環境への負荷を低減するため、区民等による資源循環が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

2 区は、環境への負荷を低減するため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業を実施するときは、資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第十二条 区は、環境の保全に関する施策に、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

(情報の提供)

第十三条 区は、環境の保全に資するため、必要な情報を区民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の自発的な活動の促進)

第十四条 区は、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

(環境学習の推進)

第十五条 区は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第十六条 区は、環境の保全に関する施策を適切に

実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

- 第十七条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制を整備するものとする。
- 2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

- 第十八条 区は、環境の保全を図るため、国、東京都その他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

- 第十九条 区は、地球環境の保全に資する施策を国等と連携して推進するものとする。

(環境審議会)

- 第二十条 環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として港区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- 一 環境基本計画に関すること。
 - 二 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区議会議員のうちから区長が委嘱する委員十四人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

- 第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する港区環境基本計画は、第七条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

付 則(平成十一年一二月一六日条例第三二号)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後平成十二年八月三十一日までの間に、この条例による改正後の東京都港区環境基本条例第二十条第四項の規定により新たに委嘱される東京都港区環境審議会の委員の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、平成十二年八月三十一日までとする。

2 港区環境審議会規則

○港区環境審議会規則

平成十年三月三十日
規則第五十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区環境基本条例(平成十年港区条例第二十八号。以下「条例」という。)第二十条第六項の規定に基づき、港区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 条例第二十条第四項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。

- 一 学識経験を有する者 四人以内
- 二 区民及び事業者 七人以内
- 三 区議会議員 三人以内

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第四条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第五条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(専門部会)

第八条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議録の作成保存)

第九条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則(平成一二年八月二八日規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十一条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

付 則(平成一三年三月三〇日規則第四一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則(平成一八年三月三一日規則第八七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年三月二九日規則第四九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

3 港区環境調整委員会設置要綱

○港区環境調整委員会設置要綱

平成10年8月24日
10港都環第280号

(目的及び設置)

第1条 港区における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、港区環境調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 港区環境基本条例(平成10年港区条例第28号。以下「条例」という。)に基づく環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 条例に基づく環境行動指針の策定に関すること。
- (3) 環境行動指針に基づく区の行動計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策の総合調整及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境リサイクル支援部長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、環境課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

第5条 委員長は、所掌事項の調査検討について必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の長(以下「部会長」という。)及び部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

芝地区総合支所	協働推進課長
麻布地区総合支所	協働推進課長
赤坂地区総合支所	協働推進課長
高輪地区総合支所	協働推進課長
芝浦港南地区総合支所	協働推進課長
総合支所	まちづくり課長代表
産業・地域振興支援部	地域振興課長
保健福祉支援部	保健福祉課長
みなと保健所	生活衛生課長
子ども家庭支援部	子ども家庭課長
街づくり支援部	都市計画課長
環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長 みなとリサイクル清掃事務所長
企画経営部	企画課長
防災危機管理室	防災課長
総務部	総務課長
教育委員会事務局教育推進部	教育長室長
教育委員会事務局学校教育部	学務課長

4 主な環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

測定項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

<古川の水質の環境調査>

項目	単位	環境基準
水素イオン濃度 (pH)	—	6.0以上8.5以下
溶存酸素量 (DO)	mg/l	2以上
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	8以下
浮遊物質 (SS)	mg/l	100以下

<運河の水質の環境調査>

項目	単位	環境基準
水素イオン濃度 (pH)	—	7.0以上8.3以下
溶存酸素量 (DO)	mg/l	2以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	8以下
全リン	mg/l	0.09以下
全窒素	mg/l	1以下

(3) ダイオキシン類の環境基準

媒体	単位	環境基準
水質	pg-TEQ/l	1以下
底質	pg-TEQ/g	150以下

(4) 騒音に係る環境基準

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55 d B 以下	45 d B 以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55 d B 以下	45 d B 以下
	準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 d B 以下	50 d B 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	70 d B 以下
夜間	65 d B 以下

5 用語解説

	用語	説明
3	3R	ごみの減量と資源化に関する取組を表す言葉で、リデュース（ごみになるものを減らす；Reduce）、リユース（今あるものを繰り返し使う；Reuse）、リサイクル（資源をもう一度原料などにして再び利用する；Recycle）からなる。
B	BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のこと、河川の有機物による汚濁の状況を測る代表的な指標
C	CO（一酸化炭素）	石油や石炭などの炭素を含む物質が燃焼するとき、酸素の供給が不十分な場合に不完全燃焼を起して発生する無色無臭の気体。大気中では自動車や工場、家庭ではストーブなどの暖房器具から発生する。一酸化炭素を長時間吸うことで、酸欠状態になり、めまい、頭痛、吐き気などの一酸化炭素中毒を引き起こす。
C	COD（化学的酸素要求量）	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼の有機物による汚濁の状況を測る代表的な指標
D	DO（溶存酸素）	水に溶解込んでいる酸素の量のこと。DOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って悪臭がしたり、水生生物が窒息死したりする。DOの場合は数値が大きいほど良好な水質となる。
E	e-ラーニング	パソコンやインターネットを利用して行う学習のこと
N	二酸化窒素（NO ₂ ）	燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生する。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたる。赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。
O	Ox（光化学オキシダント）	大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因
P	pH（水素イオン濃度）	酸性・アルカリ性の度合いを表すのに、pH（ピーエッチ）と呼ばれる数値を使う。pHの値に単位はなく、pH＝7が中性で、それより数値が小さいほど酸性が強くなり、それより数値が大きいほどアルカリ性が強くなる。
P	PM2.5（微小粒子状物質）	大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの。呼吸器系等へ影響が懸念されている。

	用語	説明
S	SO ₂ (二酸化硫黄)	主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生。また、火山活動により高濃度になる。高濃度のときは、目の粘膜に刺激を与えると同時に呼吸器に影響を及ぼすといわれている。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。
S	SPM (浮遊粒子状物質)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えるといわれている。
S	SS (浮遊物質)	水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の物質の量のこと。プランクトンなどの生物の死骸や糞やその分解物、これらに付着する微生物などの有機物、粘土微粒子などの無機物が含まれる。SSの値が大きいほど、水の透明度などの外観が悪化する。
あ	アスベスト	石綿ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐磨耗性、対腐食性に優れているため、セメントと混合して多くは建材等に使われてきたが、アスベストの繊維を肺に吸い込むと、肺がんなどの健康被害を引き起こすおそれがあるというので問題となり、日本では労働安全衛生法、大気汚染防止法などによって規制・管理されている。
あ	アドプト制度	アドプトとは「養子にする」という意味で、区民等が構成する団体等が「里親」となり、地域の道路・公園等を「養子」に見立て、責任を持って保守管理していく制度のこと。この養子縁組を確認する意味で、参加する団体等は行政と合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上で、美化、清掃、緑化等のボランティア活動を行う。港区では「港区アドプト・プログラム」として推進している。
え	エコドライブ	加減速の少ない運転、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車運転のこと
え	エコプラザ	区民の環境の保全に関する理解を深めることにより、環境への負荷の少ない生活文化の形成に寄与するために設置された施設で、環境の保全に関する普及・啓発や学習などの事業を実施。正式名称は港区立エコプラザ（所在地：浜松町一丁目13番1号）
え	エコライフ・フェア	環境に関するメッセージを広く伝えるために、毎年5月に開催しているイベント。区、企業、民間団体などが自ら取り組む環境活動の展示、環境負荷を減らすための生活の工夫などを紹介
オ	オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因
か	外来種 (外来生物)	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと。外来生物。他の国から持ち込まれた生きものを国外外来種、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた生きものを国内外来種という。

	用語	説明
か	拡大生産者責任	生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方（循環型社会形成推進基本法）
か	環境アセスメント	開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続
か	環境マネジメントシステム	事業組織が環境法令などの規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全活動を推進するための計画・実行・点検・評価（見直し）という一連の手続きのこと。
こ	高反射率塗料	太陽光の中の近赤外線領域を効率的に反射させる塗料のこと。建物の屋上または屋根に塗布することで、表面温度を下げることで、ヒートアイランド対策に効果があるほか、建物内部へ熱の伝導を減少させることから、空調のエネルギー使用量を削減する効果もある。
さ	再生可能エネルギー	「非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」で、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。資源が枯渇せず繰り返し使い、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー
し	自己処理責任	事業活動に伴い発生するごみや資源は、事業者自らの責任において適正に処理する必要があるという考え方（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
し	実質浸透域率	自然の浸透域だけでなく、雨水浸透ますや透水性舗装などの人工的な浸透施設の浸透も含めた浸透域（＝実質浸透域）が土地の面積に占める割合
し	自転車シェアリング	地域内に複数のサイクルポートを設置し、どのポートでも自転車を借りることができ、返却することができる自転車をシェア（共有）するシステム
し	遮熱性舗装	舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布したり、遮熱モルタルを充填する舗装工法。道路の表面温度の上昇を抑制するとともに、舗装への蓄熱量を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に寄与
し	少量排出事業者	事業系ごみを区収集に出している小規模事業者
せ	生物多様性	あらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていること
せ	全窒素	水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体のこと。窒素は、動植物の生育にとって必須の元素であり、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると、「富栄養化」の原因となる。富栄養化が進むと生物の生態系の変化や赤潮・青潮などの原因となる。

	用語	説明
せ	全リン	水中に存在する各種の形態のリン化合物の全体のこと。窒素と同様に動植物の生育にとって必須の元素であり、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると、「富栄養化」の原因となる。富栄養化が進むと生物の生態系の変化や赤潮・青潮などの原因となる。
て	低公害車	窒素酸化物（NO _x ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又はまったく排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定自動車など
て	低炭素社会	地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出を抑えた社会のこと。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会をめざすものとされる。
て	適応策	気候変動やそれに伴う気温・海水面の上昇が起きることを前提に、人や社会・経済システムへの影響を軽減する対策。例えば、気温の上昇に対応するための熱中症対策や伝染病を媒介する生物の分布拡大に対応するための伝染病予防策など
と	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）	環境への負荷を低減する措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な措置を定めること等により、都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とした東京都の条例。地球温暖化対策の推進、自動車に起因する環境負荷の低減・公害対策、工場公害対策等について規定
な	内部護岸	地震時の護岸倒壊による背後地の浸水を防止するとともに、高潮時に水門や陸こうを閉鎖した後の降雨・下水等の流入による内水面の上昇から背後地を防護する施設
は	排出者責任	廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うことなど（循環型社会形成推進基本法）
ひ	ビオトープ	Bio（生物）とTope（場所）の合成語で、あるまとまりをもった生きものの生息
ひ	ヒートアイランド	都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象
ほ	保水性舗装	舗装体内に保水材を充填した舗装工法の一つ。保水した水分が蒸発する際の気化熱によって道路の表面温度の上昇を抑制することで、熱環境の改善とヒートアイランド現象の緩和に寄与
み	水循環系	雨が降り、地面を流れて川や海に流出し、又は地下に浸透し、あるいは水蒸気となって雲になるといった絶え間なく続く地球上の水の動きを「水循環」という。水循環系は本来の自然の水循環に加え、人間活動に伴う人為的な水循環など、広く水の流れに関わるシステムのこと

	用語	説明
み	ミックスペーパー	コピー・OA用紙、シュレッターくず等（雑誌・パンフレット、新聞・折込チラシ、段ボール以外でリサイクルできる紙類）
み	緑のカーテン	つる性の植物（ゴーヤ、アサガオなど）を活用したカーテン。建物に直射日光が当たるのを防ぎ、さらに葉の蒸散作用により熱を逃がすため、建物の温度上昇を防ぐことができる。
み	みなとエコ・オフィス町内会	環境NPOであるオフィス町内会が参加オフィスの古紙を回収し、リサイクルするシステム
み	みなとエコチャレンジ	地球温暖化対策につながる、家庭における省エネ・節電といった環境にやさしい行動の実践と定着を支援し、CO2排出量の削減を促進するための取組。省エネ・節電の実行や環境に関するイベントへの参加などによってポイントが貯まり、貯まったポイントを区内共通商品券などに交換することができる。
み	みなと環境にやさしい事業者会議	東京の中でも企業や各種団体の本部機能が集中している特徴を生かして、事業者と区民と区が連携して環境保全活動を実施。平成18（2006）年設立
み	港区3R推進行動会議	区民・事業者・行政の協働により3Rの取り組みを地域で積極的に展開していくため、平成18(2006)年10月に発足。3R行動推進のための啓発活動などを実施
み	港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づいて策定された港区の一般廃棄物処理基本計画
み	港区オフィスリサイクルシステム	港区リサイクル事業協同組合の組合員が訪問し、資源ごみの回収時にチケットで料金を精算するシステム
み	港区環境基本条例	環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、港区が平成10（1998）年に制定した条例
み	港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）	区の事務事業の実施にあたり、環境保全行動を率先して実行するための計画。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付けられる。
み	港区基本計画	港区基本構想（平成14（2002）年12月）に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次的な事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的とする、区政全般を対象とする総合的な計画
み	港区景観計画	景観法第8条第1項に基づき策定する景観計画であり、港区における景観形成の取組の基本的な方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画

	用語	説明
み	港区景観条例	景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例
み	港区生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」第13条に基づき、区内における生物多様性の保全及び持続可能な利用について、基本的事項を定めるもの。「港区環境基本計画」及び「港区緑と水の総合計画」のもとに位置付けられている。
み	港区地球温暖化対策地域推進計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の地球温暖化対策を更に強化することを目的に、平成25(2013)年度から令和2(2020)年度を計画期間として、平成24(2012)年度に改定した計画
み	港区緑と水の総合計画	都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策等を定めた、区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画
み	港区みどりの活動員制度	区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、民間緑地の維持管理やみどりに関する知識の普及・啓発活動に自主的に取り組む区民・事業者を、区が支援する制度
み	港区みどりの街づくり賞	環境への配慮と優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者を表彰し、地域緑化への協力を感謝を示すとともに、更なる民間緑化の発展を願って創設した制度
み	みなと区民の森	港区とあきる野市の交流事業として、あきる野市から港区が借り受けた約22haの市有林。森づくり、自然観察・環境学習などを実施
も	持込ごみ	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が処理施設に搬入するごみ
り	流路整正(りゅうろせいせい)	河川の水が円滑に流れるように、流路(水の流れる場所)を整えること
り	緑被率	ある土地の区域面積に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹木被覆地と草地を合わせた、植物で覆われた土地(屋上緑地を含む)のこと

港区環境白書

港区環境基本計画 令和2（2020）年度実績報告書

令和4年（2022年）3月作成

編集 港区環境リサイクル支援部環境課